

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成25年 7 月 第 2 回訂正分)

株式会社ネクステージ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年 7 月19日に東海財務局長に提出し、平成25年 7 月20日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年 6 月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年 7 月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集637,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し187,500株（引受人の買取引受による売出し80,000株・オーバーアロットメントによる売出し107,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年 7 月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、7,500株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成25年7月19日に決定された引受価額(1,564円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,700円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「468,832,000」を「498,134,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「468,832,000」を「498,134,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金 であります。

5. 本募集、ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を 勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,700」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,564」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「782」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき1,700」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,500円～1,700円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,700円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,564円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,700円)と会社法上の払込金額(1,275円)及び平成25年7月19日に決定された引受価額(1,564円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は782円(増加する資本準備金の額の総額498,134,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,564円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成25年7月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,564円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき136円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と平成25年7月19日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「937,664,000」を「996,268,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「927,664,000」を「986,268,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額986,268千円については、新規出店（関東甲信越地方2拠点、東海北陸地方1拠点、関西地方2拠点、中国四国地方1拠点）にかかる設備資金として平成25年11月期に400,000千円、平成26年11月期に125,000千円を、残額については新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として平成25年11月期に充当する予定であります。

(注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限168,130千円については、新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として全額を平成25年11月期に充当する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年7月19日に決定された引受価額(1,564円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,700円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「128,000,000」を「136,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「128,000,000」を「136,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「1,700」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,564」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき1,700」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき136円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成25年7月19日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「172,000,000」を「182,750,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「172,000,000」を「182,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,700」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,700」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年7月19日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である広田靖治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式107,500株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき1,275円
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 84,065,000円(1株につき金782円) 増加する資本準備金の額 84,065,000円(1株につき金782円)
(4) 払込期日	平成25年8月27日(火)

(注) 割当価格は、平成25年7月19日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,564円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成26年1月25日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、15,000株を上限として、平成25年7月19日に決定される予定。)」を「当社普通株式 7,500株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成25年7月19日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,700円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の記載の訂正>

「ネクステージ従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「71,800」を「64,300」に訂正。

「ネクステージ従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「2.14」を「1.92」に訂正。

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「2,567,000(132,000)」を「2,559,500(132,000)」に訂正。

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「76.64(3.94)」を「76.41(3.94)」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数ならびに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年6月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成25年 7 月 第 1 回訂正分)

株式会社ネクステージ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年 7 月10日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年 6 月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集637,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年 7 月 9 日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し187,500株(引受人の買取引受による売出し80,000株・オーバーアロットメントによる売出し107,500株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載し、第 2 四半期連結会計期間(平成25年 3 月 1 日から平成25年 5 月31日まで)及び第 2 四半期連結累計期間(平成24年12月 1 日から平成25年 5 月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツによる四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

(ただし、「第二部 企業情報 第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等」については____ 罫を省略し、明朝体で表記しております。)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成25年6月21日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4. 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年7月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,275円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「439,530,000」を「468,832,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「439,530,000」を「468,832,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,019,200,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,275」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,500円以上1,700円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年7月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①ビジネスモデルが評価できること。

②新規出店の余地が大きく成長が見込めること。

③参入障壁が低いこと。

以上の評価に加え、同業会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,500円から1,700円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,275円)及び平成25年7月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,275円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内記載の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社493,900、東海東京証券株式会社71,700、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社21,500、みずほ証券株式会社14,300、株式会社SBI証券14,300、極東証券株式会社7,100、エース証券株式会社7,100、高木証券株式会社7,100」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年7月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「879,060,000」を「937,664,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「869,060,000」を「927,664,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額927,664千円については、新規出店（関東甲信越地方2拠点、東海北陸地方1拠点、関西地方2拠点、中国四国地方1拠点）にかかる設備資金として平成25年11月期に400,000千円、平成26年11月期に125,000千円を、残額については新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として平成25年11月期に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限158,240千円については、新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として全額を平成25年11月期に充当する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「120,000,000」を「128,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「120,000,000」を「128,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「161,250,000」を「172,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「161,250,000」を「172,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である広田靖治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式107,500株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,275円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成25年8月27日(火)

(注) 割当価格は、平成25年7月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(平成26年1月25日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ネクステージ従業員持株会(理事長 山中 学) 愛知県名古屋市中区葵一丁目26番8号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	社員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、15,000株を上限として、平成25年7月19日に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成25年7月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受人 の買取引受による 売出し後の株式総 数に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社SMN	愛知県名古屋市中区千種区 星が丘元町12番21号	1,000,000	36.87	1,000,000	29.86
広田 靖治	愛知県名古屋市中区千種区	1,027,200	37.87	987,200	29.47
ティー・ハンズオン 1号投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区栄 一丁目11番4号	400,000	14.75	360,000	10.75
ネクステージ従業員 持株会	愛知県名古屋市中区葵 一丁目26番8号	56,800	2.09	71,800	2.14
ティー・ハンズオン インベストメント株式 会社	愛知県名古屋市中区栄 一丁目11番4号	40,000 (40,000)	1.47 (1.47)	40,000 (40,000)	1.19 (1.19)
田中 一栄	愛知県瀬戸市	26,000 (22,000)	0.96 (0.81)	26,000 (22,000)	0.78 (0.66)
井野 貴文	愛知県名古屋市中区	24,000 (20,000)	0.88 (0.74)	24,000 (20,000)	0.72 (0.60)
磯貝 哲也	愛知県名古屋市中区緑区	24,000 (20,000)	0.88 (0.74)	24,000 (20,000)	0.72 (0.60)
安藤 弘志	愛知県日進市	24,000 (20,000)	0.88 (0.74)	24,000 (20,000)	0.72 (0.60)
細野 順三	愛知県名古屋市中区千種区	10,000 (10,000)	0.37 (0.37)	10,000 (10,000)	0.30 (0.30)
計	二	2,632,000 (132,000)	97.03 (4.87)	2,567,000 (132,000)	76.64 (3.94)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年6月21日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数ならびに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年6月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(15,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、昨年末からの急激な株価の上昇が一服し、調整局面に入っており為替相場も過熱感が和らいでおりますが、依然円安基調が続いており、製造業を中心として業績が回復しつつあります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成24年12月から平成25年5月までの国内中古車登録台数は3,365,274台（前年同期比100.3%）と前年と同水準の結果となりました。車種別では、普通乗用車登録台数が1,796,884台（前年同期比98.2%）であり、軽自動車の登録台数は1,568,390台（前年同期比102.7%）という結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおきましては、近年、近隣業者との価格競争等が激化するなか、関東甲信越地方・九州沖縄地方に出店を進めた結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は182億97百万円、営業利益は4億55百万円、経常利益は4億94百万円、四半期純利益は2億93百万円となりました。

中古車販売店事業

中古車販売店事業は、関東甲信越地方1拠点の新規出店を行い当第2四半期連結会計期間末の拠点数は25拠点となりました。営業面では、売上高180億52百万円となりました。

その他事業

中古車輸出事業は、ザンビアに紹介所を1ヶ所開設し当第2四半期連結会計期間末の拠点数は本部1ヶ所及び東アフリカの紹介所3ヶ所となりました。営業面では、売上高2億44百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末に比べ4億77百万円増加し、17億33百万円になりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億34百万円の減少となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益4億94百万円、減価償却費1億29百万円があったものの、新規出店等に伴うたな卸資産の増加額5億56百万円及び法人税等の支払額2億64百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、5億26百万円の減少となりました。これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出4億86百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、12億29百万円の増加となりました。これは主に、在庫資金の調達による、短期借入金の増加11億2百万円及び新規出店に伴う設備投資資金の調達による、長期借入れによる収入4億円並びに長期借入金の返済による支出1億94百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の仕入実績を項目別に示すと、次のとおりであります。

項目	第14期連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)		第15期第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
車輛	22,242,747	—	14,444,033
部品	841,863	—	581,636
合計	23,084,610	—	15,025,670

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	第14期連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)				第15期第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)		
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)	販売高 (千円)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)
北海道東北地方	267,061	—	—	398	—	—	—
関東甲信越地方	4,475,735	—	3	3,094	3,585,157	4	2,166
東海北陸地方	13,964,461	—	15	11,761	8,356,277	15	7,323
関西地方	5,419,156	—	3	3,777	3,079,882	3	2,011
九州沖縄地方	3,680,384	—	3	2,636	3,031,481	3	2,272
海外(中古車輸出)	512,709	—	—	1,746	244,807	—	845
合計	28,319,508	—	24	23,412	18,297,606	25	14,617

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 地域別の区分は次のとおりであります。

北海道東北地方……………宮城県
 関東甲信越地方……………埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 東海北陸地方……………岐阜県、愛知県
 関西地方……………大阪府、兵庫県
 九州沖縄地方……………福岡県
 海外……………ケニア、タンザニア、ザンビア

4 【事業等のリスク】

(9) 有利子負債の依存について

(省略)

	平成23年11月期末	平成24年11月期末	平成25年5月期末
有利子負債残高（百万円）	3,300	4,766	6,023
有利子負債依存度（％）	58.6	60.3	63.6

(注1) 平成23年11月期末は当社単体の金額及び比率であります。

(注2) 有利子負債残高は、短期及び長期借入金（1年以内返済予定を含む）、社債（1年以内償還予定を含む）の合計額であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 財政状態の分析

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

当第2四半期連結会計期間末における総資産は94億66百万円となりました。

流動資産は68億93百万円であります。主な内訳は商品46億23百万円であり、新規出店による在庫の増加によって、前連結会計年度末より5億47百万円増加しております。また、現金及び預金は17億86百万円であります。

固定資産は25億72百万円であります。主な内訳は建物及び構築物14億73百万円であり、ネクステージ横浜町田店の新規出店等により前連結会計年度末より5億12百万円増加しております。

流動負債は48億16百万円であります。主な内訳は短期借入金25億52百万円であり、主に運転資金の調達により前連結会計年度末より11億2百万円増加しております。

固定負債は26億99百万円であります。主な内訳は長期借入金16億43百万円、社債8億70百万円であります。

純資産合計は19億50百万円となりました。主な内訳は利益剰余金16億64百万円であります。

(3) 経営成績の分析

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

当第2四半期連結累計期間は販売店1拠点の出店を行いました。売上高においては新規出店による売上18億37百万円的一方、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）におきましては12億6百万円の増収となりました。既存店の増収要因は軽自動車の販売の好調によるものと、第14期上期中に新店出店した店舗によるものであります。収益面におきましては新規出店が順調な推移で販売を伸ばす一方、既存店では2ブランド併設店舗を増やし、販売費及び一般管理費の削減に努め効率的な販売体制を構築したことで収益性が向上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は182億97百万円、営業利益は4億55百万円、経常利益は4億94百万円、税金等調整前四半期純利益は4億94百万円、四半期純利益は2億93百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

当第2四半期連結累計期間における当社グループの主な設備投資は、関東甲信越地方に1拠点の新規出店及び新基幹システムの導入を行いました。これにより、当第2四半期連結累計期間における設備投資総額は7億31百万円となりました。なお、重要な設備の除却、売却はありません。

第5 【経理の状況】

2. 監査証明について

(省略)

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】
(省略)

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成25年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,786,987
売掛金	153,439
商品	4,623,938
仕掛品	238
貯蔵品	55,052
その他	274,618
貸倒引当金	△1,210
流動資産合計	6,893,063
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,473,090
その他（純額）	282,019
有形固定資産合計	1,755,109
無形固定資産	133,561
投資その他の資産	684,293
固定資産合計	2,572,965
資産合計	9,466,028
負債の部	
流動負債	
買掛金	407,473
短期借入金	※1, ※2, ※3 2,552,250
1年内償還予定の社債	550,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 408,331
未払法人税等	213,658
賞与引当金	132,040
その他	552,529
流動負債合計	4,816,284
固定負債	
社債	870,000
長期借入金	※3 1,643,172
資産除去債務	166,504
その他	19,460
固定負債合計	2,699,137
負債合計	7,515,421
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	186,000
利益剰余金	1,664,607
株主資本合計	1,950,607
純資産合計	1,950,607
負債純資産合計	9,466,028

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
(省略)
【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)
売上高	18,297,606
売上原価	15,382,256
売上総利益	2,915,350
販売費及び一般管理費	※ 2,460,092
営業利益	455,257
営業外収益	
受取利息	1,264
受取家賃	11,284
保険解約返戻金	43,280
その他	27,410
営業外収益合計	83,240
営業外費用	
支払利息	21,593
賃貸原価	10,276
その他	11,936
営業外費用合計	43,806
経常利益	494,691
税金等調整前四半期純利益	494,691
法人税、住民税及び事業税	213,731
法人税等調整額	△12,662
法人税等合計	201,069
少数株主損益調整前四半期純利益	293,622
四半期純利益	293,622

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

		当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益		293,622
四半期包括利益		293,622
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		293,622
少数株主に係る四半期包括利益		—

④【連結キャッシュ・フロー計算書】
(省略)
【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成24年12月1日
至 平成25年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	494,691
減価償却費	129,450
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,085
賞与引当金の増減額 (△は減少)	132,040
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,708
受取利息	△1,264
支払利息	21,593
為替差損益 (△は益)	△8,763
売上債権の増減額 (△は増加)	5,717
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△556,579
仕入債務の増減額 (△は減少)	△70,493
その他	△92,055
小計	50,542
利息及び配当金の受取額	1,264
利息の支払額	△22,079
法人税等の支払額	△264,294
営業活動によるキャッシュ・フロー	△234,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△39,800
定期預金の払戻による収入	70,801
有形固定資産の取得による支出	△486,637
無形固定資産の取得による支出	△28,132
貸付けによる支出	△11,580
差入保証金の差入による支出	△34,900
差入保証金の回収による収入	6,084
その他	△2,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	△526,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額 (△は減少)	1,102,250
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△194,858
社債の償還による支出	△50,000
配当金の支払額	△22,961
シンジケートローン手数料の支払額	△4,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,229,779
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,763
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	477,159
現金及び現金同等物の期首残高	1,256,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,733,787

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

※ 1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)	
当座貸越の総額	2,500,000千円
借入実行残高	1,800,000千円
差引額	700,000千円

※ 2 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)	
貸出コミットメントラインの総額	650,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	－千円

※ 3 財務制限条項

当第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日または平成22年11月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。なお、本号①の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額が本号①に規定する条件を満たさないことが判明した場合には、その時点で本号①の要件を充足しないものとみなす。
- ② 借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。なお、本号②の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期及び平成22年11月に終了する決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、連続して経常損失が計上されたことが判明した場合には、その時点で本号②の要件を充足しないものとみなす。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、当第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約による借入金残高は、短期借入金650,000千円、1年内返済予定の長期借入金78,571千円及び長期借入金451,785千円であります。

（四半期連結損益計算書関係）

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	
給料手当	593,962千円
賞与引当金繰入額	114,852千円
退職給付費用	21,406千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	
現金及び預金	1,786,987千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△53,200千円
現金及び現金同等物	1,733,787千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月26日 定時株主総会	普通株式	22,961	917	平成24年11月30日	平成25年2月27日	利益剰余金

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)

当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	117円26銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	293,622
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	293,622
普通株式の期中平均株式数(株)	2,504,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 2 当社は、平成25年3月5日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)

(重要な新株の発行について)

当社株式は、平成25年6月21日に株式会社東京証券取引所の承認を得て、平成25年7月30日に東京証券取引所マザーズに上場を予定しております。当社はこの上場にあたって、平成25年6月21日及び同年7月9日開催の取締役会において新株式の発行を決議しております。

1. 公募による新株式の発行(ブックビルディング方式による募集)

(1) 発行する株式の種類及び数

普通株式 637,000株

(2) 発行価格

未定(平成25年7月19日に決定する予定であります。)

(3) 引受価額

未定(平成25年7月19日に決定する予定であります。)

引受価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取る金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(4) 資本組入額の総額

未定(平成25年7月19日に決定する予定であります。)

(5) 申込期間

平成25年7月22日～平成25年7月25日

(6) 払込期日

平成25年7月29日

(7) 株式受渡期日

平成25年7月30日

(8) 資金の使途

新規出店にかかる設備資金及び商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。

2. 引受人の当社株主からの買取引受による株式売出し

(1) 売出株式の数

普通株式 80,000株

(2) 株式受渡期日

平成25年7月30日

なお、本株式売出しの売出価格については、1. の発行価格と同一となります。

3. オーバーアロットメントによる株式売出し

オーバーアロットメントによる株式売出しは、公募等に係る投資家の需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う株式売出しであります。したがって、以下の売出株式の数は上限売出株式の数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

(1) 売出株式の数

普通株式 107,500株

(2) 株式受渡期日

平成25年7月30日

なお、本株式売出しの売出価格については、1. の発行価格と同一となります。

4. 第三者割当増資による新株式の発行

当社株主より当社普通株式を借入れた野村証券株式会社が売出人となる、3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに伴い、第三者割当増資による新株式の発行決議を行っております。

(1) 発行株式の数

普通株式 107,500株

(2) 申込期日

平成25年8月26日

(3) 払込期日

平成25年8月27日

(4) 割当先

野村証券株式会社

(5) 調達資金の用途

新規出店にかかる商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。

なお、割当価格については、1. の発行価格と同時に平成25年7月19日に決定する予定であり、発行価額の総額及び増加する資本金の額については、平成25年8月27日に確定いたします。

また、3. のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止される場合は、本第三者割当増資による新株式の発行は中止されます。なお、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月8日

株式会社ネクステージ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 浜 明 光 ㊞
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋谷 英 司 ㊞
--------------------	----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 原 浩 文 ㊞
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクステージの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクステージ及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月21日開催の取締役会において公募による新株式の発行の決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



株式会社ネクステージ

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書
平成25年6月

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式812,175千円(見込額)の募集及び株式120,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式161,250千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年6月21日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ネクステージ

名古屋市東区葵一丁目26番8号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

主要な経営指標等の推移

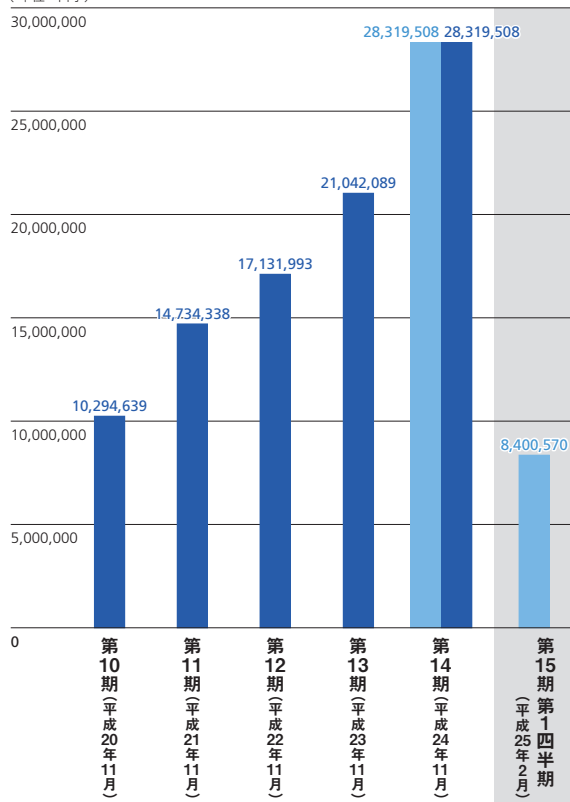
回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第1四半期
決算年月	平成20年11月	平成21年11月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年2月
(1)連結経営指標等						
売上高	(千円)	—	—	—	28,319,508	8,400,570
経常利益	(千円)	—	—	—	875,225	212,483
当期(四半期)純利益	(千円)	—	—	—	483,512	122,336
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	—	—	—	483,512	122,336
純資産額	(千円)	—	—	—	1,679,946	1,779,345
総資産額	(千円)	—	—	—	7,912,968	10,065,918
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	670.91	710.60
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	193.10	48.86
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	21.2	17.7
自己資本利益率	(%)	—	—	—	33.5	6.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△45,723	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△927,459	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	1,423,717	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	1,256,627	—
従業員数(ほか、平均臨時雇用人員)	(人)	— (—)	— (—)	— (—)	332 (31)	389 (32)
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	(千円)	10,294,639	14,734,338	17,131,993	21,042,089	28,319,508
経常利益	(千円)	157,843	403,259	194,663	737,055	868,132
当期純利益	(千円)	188,295	248,846	92,084	418,803	478,403
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	153,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	25,040	25,040	25,040	25,040	25,040
純資産額	(千円)	449,218	698,065	790,149	1,208,953	1,674,836
総資産額	(千円)	3,126,956	4,426,403	4,680,563	5,635,194	7,907,612
1株当たり純資産額	(円)	17,940.05	27,878.01	31,555.51	482.81	668.86
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	500 (—)	917 (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	7,519.77	9,937.96	3,677.50	167.25	191.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	14.4	15.8	16.9	21.5	21.2
自己資本利益率	(%)	53.0	43.4	12.4	41.9	33.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	3.0	4.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△131,457	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△225,284	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	492,930	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	804,465	—
従業員数(ほか、平均臨時雇用人員)	(人)	151 (2)	215 (5)	239 (7)	249 (9)	327 (30)

(注) 1. 当社は第14期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第10期から第13期の持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。また、第14期については、連結財務諸表を作成しているため記載して
おりません。
4. 平成25年3月5日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,504,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数欄の〔外書〕は臨時従業員(パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。
8. 当社は第14期より連結財務諸表を作成しているため、当該期の提出会社の経営指標等における営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 当連結会計年度(第14期)の連結財務諸表並びに前事業年度(第13期)及び当事業年度(第14期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人
トーマツにより監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第15期第1四半期の四半期連結財務諸表については、金融商
品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
10. 第14期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成
22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
当社は平成25年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第13期及び第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期
(四半期)純利益金額を算定しております。
なお、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書〔Iの部〕」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、
第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
	平成20年11月	平成21年11月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	179.40	278.78	315.56	482.81	668.86
1株当たり当期純利益金額 (円)	75.20	99.38	36.78	167.25	191.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	5.00 (—)	9.17 (—)

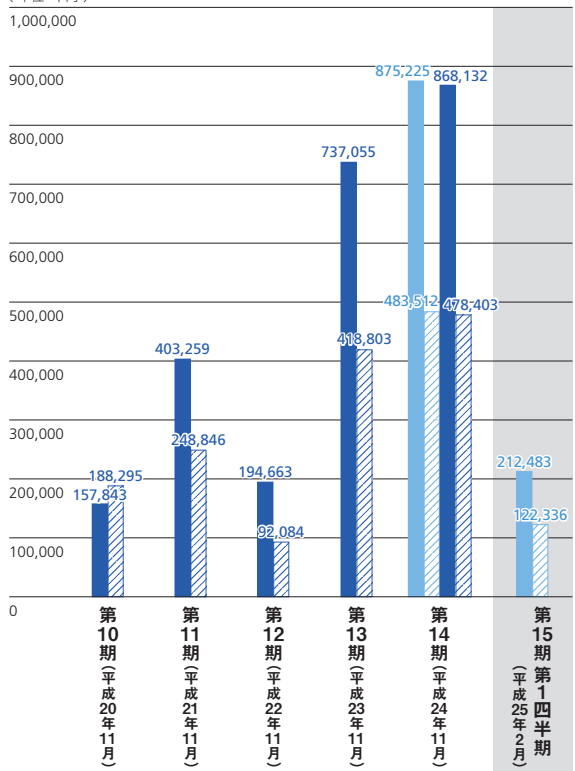
■ 売上高

(単位:千円)



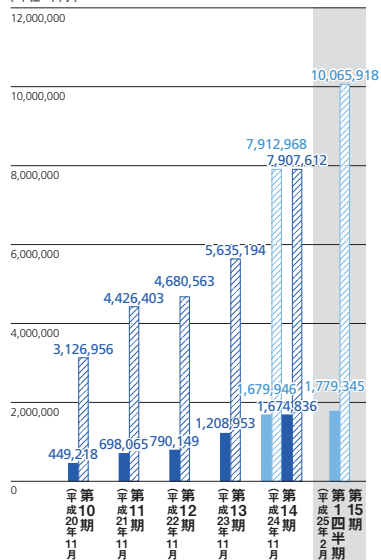
■ 経常利益 / 当期(四半期)純利益

(単位:千円)



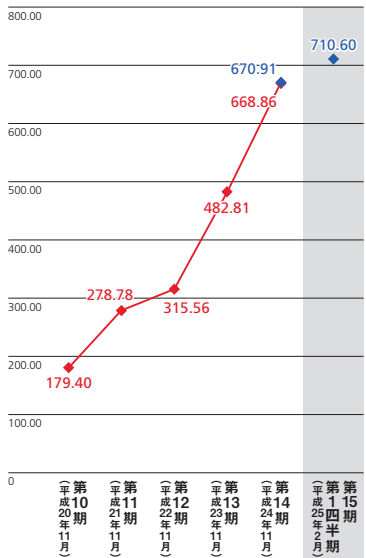
■ 純資産額 / 総資産額

(単位:千円)



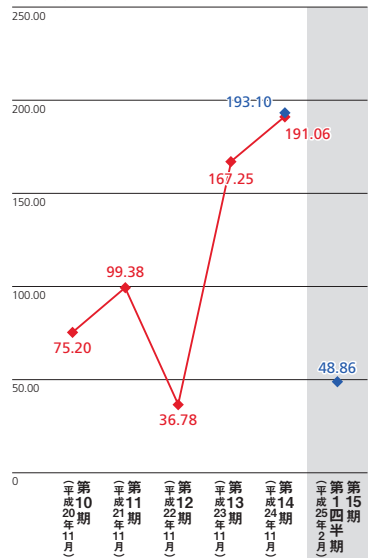
■ 1株当たり純資産額

(単位:円)



■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位:円)



(注) 当社は平成25年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第13期及び第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を記載しております。

店舗及び海外拠点の状況

■ 国内拠点 (平成25年6月21日現在)

東海北陸



ネクステージ岡崎
SUV専門店



ネクステージ天白
SUV専門店



ネクステージ春日井
SUV専門店



ネクステージ天白
ミニバン専門店



ネクステージ岐阜
ミニバン専門店



ネクステージ中川
セダン・スポーツ専門店



ネクステージ春日井
コンパクト専門店



ネクステージ岡崎美合
軽自動車専門店



ネクステージ日進竹の山
軽自動車専門店



ネクステージ多治見
軽自動車専門店



ネクステージ岐阜則武
軽自動車専門店



ネクステージなごや名東
軽自動車専門店



ネクステージインポート
名東プレミアム
輸入車専門店



ネクステージインポート名東
SUV輸入車専門店



ネクステージクラスボ蒲郡
(アラカルト店)
ラビットクラスボ蒲郡

千葉県 2拠点(4店舗)

埼玉県 1拠点(1店舗)

東京都 1拠点(2店舗)

神奈川県 1拠点(1店舗)

関東甲信越



ネクステージ藤沢
SUV専門店



ネクステージ横浜町田
SUV/ミニバン専門店
(平成25年1月19日オープン)



ネクステージ千葉北
SUV/ミニバン/セダン・スポーツ専門店
(平成25年6月8日オープン)



ネクステージ戸田
セダン・スポーツ専門店



ネクステージ柏
輸入車専門店

関西



ネクステージ神戸西
SUV/ミニバン専門店



ネクステージ茨木
ミニバン専門店



ネクステージ尼崎
セダン・スポーツ専門店

九州沖縄



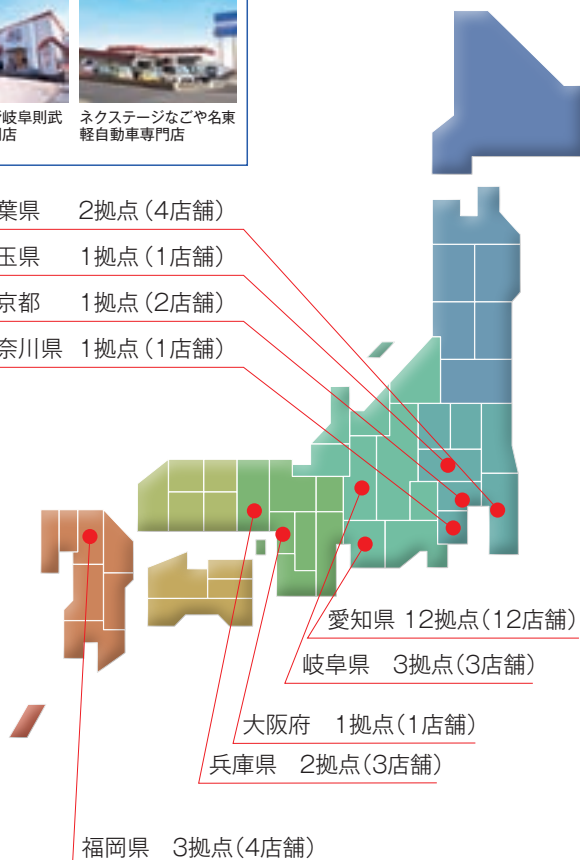
ネクステージ福岡
SUV専門店



ネクステージ博多
ミニバン/コンパクト専門店



ネクステージ博多
セダン・スポーツ専門店



■ 海外拠点 (平成25年6月21日現在)

アフリカ



タンザニア紹介所



ケニア紹介所



ザンビア紹介所

(注) 写真左のタンザニア紹介所はハイデリープラザ1階に開設しております。
写真中央のケニア紹介所はインターナショナルハウス2階に開設して
おります。
写真右のザンビア紹介所はダウンタウンショッピングモール2階に開
設しております。

■ 沿革

関東甲信越地方に2ブランド併設専門店の展開

関西地方に2ブランド併設専門店の展開を開始
フランチャイズ店舗加盟（ラビット、ホリデー車検）
商業施設との併設店舗をオープン

北海道東北地方へ進出
イオンタウンへのテナント出店
オートステージサービスセンター（現 ネクス
テージテクニカルセンター千種）をオープン
自動車出張買取事業を開始

関東甲信越地方へ進出
PDIセンターを開設

九州沖縄地方へ進出

関西地方へ進出
中古車輸出事業を開始

東海地方の代表格店舗として中川店をオープン
軽・コンパクトカー販売を目的に、セレクト
100春日井店（現 ネクステージ春日井SUV専
門店）を愛知県春日井市にオープン

スバル車専門道を展開

輸入車専門店として設立

2013年度
6月時点
26拠点

2012年度
24拠点

2011年度
19拠点

2010年度
18拠点

2009年度
17拠点

2008年度
14拠点

2004年度
7拠点

2003年度
4拠点

2000年度～
1998年度 設立

国産普通車 平成25年1月19日オープン

ネクステージ横浜町田
SUV/ミニバン専門店

国産普通車

ネクステージ神戸西
SUV/ミニバン専門店

国産普通車

ネクステージクラスボ蒲郡
(アラカルト店)

ホリデー車検クラスボ蒲郡

軽自動車

ネクステージイオンタウン柴田
軽自動車専門店

国産普通車

ネクステージ
テクニカルセンター千種

輸入車

ネクステージ柏
輸入車専門店

国産普通車

PDIセンター

国産普通車

ネクステージ福岡
SUV専門店

国産普通車

ネクステージ茨木
ミニバン専門店

国産普通車

タンザニア紹介所

国産普通車

ネクステージ中川
セダン・スポーツ専門店

国産普通車

ネクステージ春日井
SUV専門店

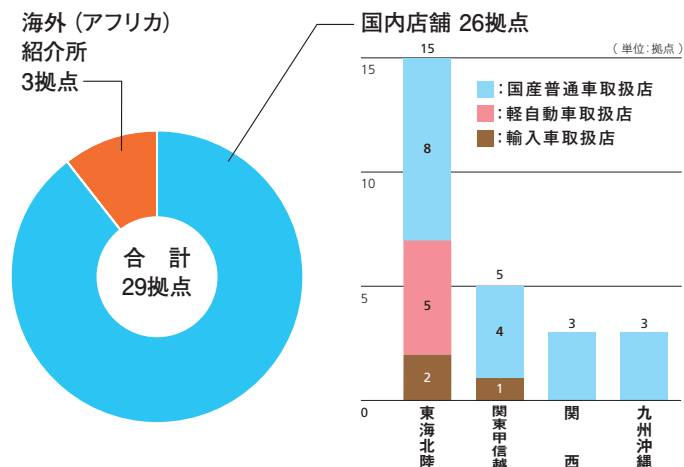
国産普通車

ネクステージ岡崎
SUV専門店

輸入車

ネクステージインポート
名東プレミアム
輸入車専門店

■ 地域・形態別の拠点数及び店舗数（平成25年6月21日現在）



車種タイプ別店舗数は以下のとおりです。

	店舗タイプ	店舗数(店)
国産普通車取扱店	SUV専門店	8
	ミニバン専門店	7
	セダン・スポーツ専門店	5
	コンパクト専門店	2
	アラカルト店	1
	軽自動車取扱店	5
	輸入車取扱店	3
	合計	31

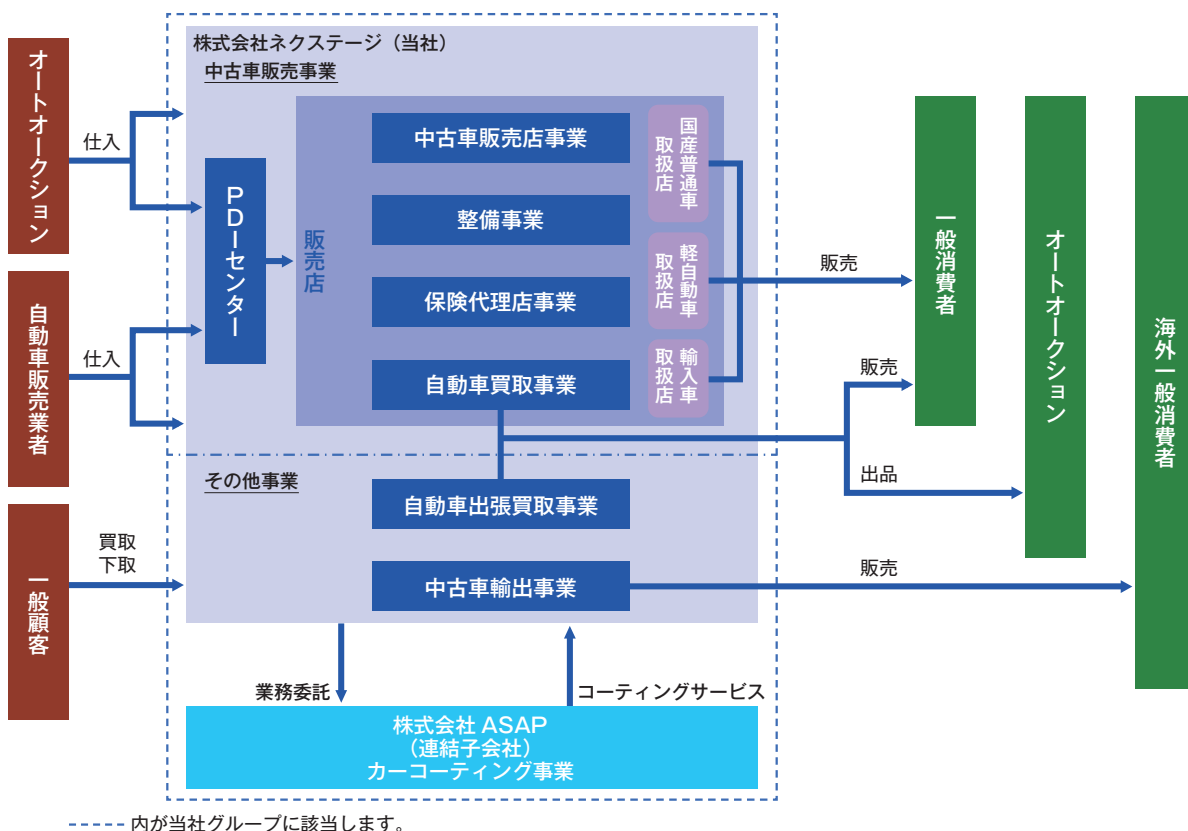
（注）東京都、兵庫県にはSUV、ミニバン専門店2店舗を併設している拠点が各1箇所、千葉県にはSUV、ミニバン、セダン・スポーツ専門店3店舗を併設している拠点が1箇所、福岡県にはミニバン、コンパクト専門店2店舗を併設している拠点が1箇所あります。

事業の概況

当社グループは、当社及び当社連結子会社（株式会社ASAP）の計2社で構成されており、中古車販売事業として中古車販売店事業、整備事業、保険代理店事業及び自動車買取事業、その他事業として自動車出張買取事業及び中古車輸出事業、カーコーティング事業を主な事業として取組んでおります。

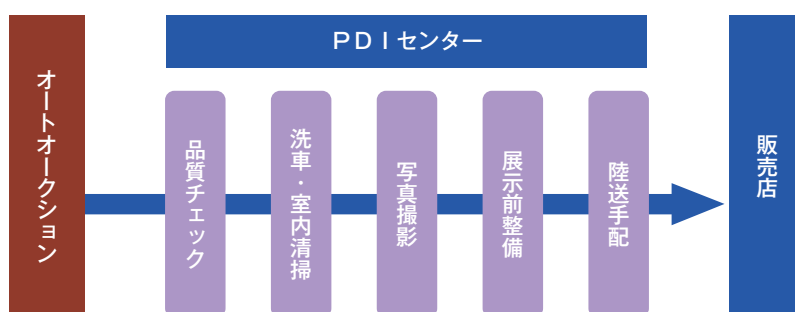
当社グループの事業内容、当該事業に係る位置付け及び事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントとしております。

■ 事業系統図



当社PDIセンターは、車輛の品質向上及び現場での作業効率向上のため、社内整備工場として設置しております。

顧客に中古車を安心・安全にお乗りいただけることを目的としております。



※PDIセンターは、名古屋市周辺の店舗をカバーする体制を構築しております。

①中古車販売店事業

国産普通車取扱店、軽自動車取扱店、輸入車取扱店の車種タイプ別の店舗展開を主にしております。店舗ごとに車種を絞ることで顧客のライフスタイルに合った車が提供できると考えており、専門性の高い店舗作り・人材育成を進めております。

出店方針 集客	国産普通車取扱店及び輸入車取扱店は、主に人口集積地を中心に事業展開を進めており、集客はインターネットを使い広告することで商圏エリアをより広げる取り組みを行っております。 軽自動車取扱店は、一定以上の人口を有する都市及びその周辺地域に集中的に出店する戦略を採っており、集客はインターネットだけではなく新聞折込チラシ等の媒体も積極的に活用しております。
取扱商品	年式が新しい低走行車を多く取り揃え、特に品質にこだわっております。
品質 作業効率	PDIセンターは、名古屋市周辺の店舗における仕入れた車輛の検品や品質チェック、点検及び整備作業を集約し、現場での作業効率を向上する役割を担っております。

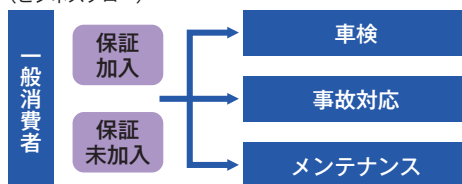


②整備事業

販売した車輛の整備や車検等を主な事業として展開しております。主要な店舗には整備工場を併設しており、整備工場を併設していない店舗についても名古屋市中千種区及び福岡市博多区にある整備工場や外注先に整備を行い、サポート体制の強化を図っております。



(ビジネスフロー)



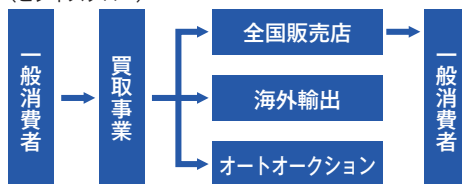
③保険代理店事業

損害保険会社の代理店として、当社取扱車輛の販売に際して、自動車保険を提案し、販売後のサポート体制の強化を図っております。

④自動車買取事業

不要となった車輛の買取りを行っており、主に顧客から持ち込まれる車輛の買取り及び査定、車輛販売に付帯するトータルサポートの強化を図っております。販売店で買取りを行うほか、株式会社R&Wが運営している中古車買取りラビット事業のフランチャイズ店が1店舗あります。

(ビジネスフロー)



⑤自動車出張買取事業

主に株式会社カービュー、株式会社ウェブクルー、一般社団法人日本自動車流通研究所が運営する「中古車一括買取査定サイト」を使って当社にアクセスした顧客に対してご自宅まで伺い中古車の査定及び買取りを行っております。現在の出張買取りは東海北陸地方を中心に展開しております。

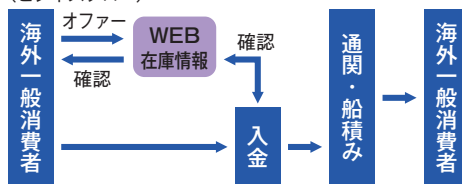
⑥中古車輸出事業

主に東アフリカ・オセアニア地域を中心に中古車を輸出しております。輸出先は主に途上国や新興国が多く、一般消費者までインターネットのインフラが整備されていないため、タンザニア・ケニア、ザンビアに紹介所を設け、現地の顧客が商品の検索、閲覧、注文が可能な環境を整備するほか、現地紹介所が通関及び陸送の手配を行うなど、顧客に対し購入のサポートを行っております。



※写真左はタウンタウンショッピングモール2階に開設しているザンビア紹介所となります。
写真右はインターナショナルハウス2階に開設しているケニア紹介所となります。

(ビジネスフロー)

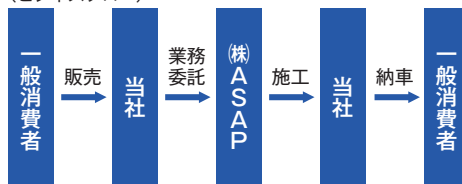


⑦カーコーティング事業

当社連結子会社である株式会社ASAPは、主に当社が販売する中古車に対してコーティングを行っております。ガラスコーティング剤を使用してボディの塗装表面をガラス膜で覆うことで、水を弾かない親水性のボディに変化させ、汚れや紫外線劣化、酸への耐久性を付与する施工を行っております。



(ビジネスフロー)



対処すべき課題

当社グループは、「良質なクルマをいつも誰もがお手ごろに」を企業理念とし、顧客のニーズに的確に対応することはもとより、全国展開をさらに進め全国の顧客に当社グループの企業理念を伝えていきたいと考えており、信頼を得られる企業を目指しております。具体的には以下の点に取り組んでおります。

①市場シェアの拡大

縮小する中古車販売市場の中で市場シェアの拡大が第一と考えております。当社グループは専門店に特化した販売をしているため、ニーズがある程度固まった顧客の来店が増え、結果的に成約率が高くなっていると考えております。また、過去の実績から統計的に顧客の購入確率を把握して競合他社より店頭価格を下げることにより集客力も高まり、成約率の上昇と相まって高い在庫回転率を実現しております。このような「商品好回転率」のビジネスモデルによって市場のシェア拡大を目指しています。

②既存店の収益アップや新規出店

安定的な出店を実現するため、ビジネスモデルの確立を行い、また、滞りなく出店するための資金を確保するため、金融市場及び金融機関からの資金調達・借入を考えております。

③仕入ルートの開拓

今後販売台数を増やしていく中で、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オートオークションに依存しない仕入ルートの開拓を検討しております。

④人材育成

当社グループでは、人材の育成に当たって実践型の人材教育（OJT）を重視するとともに、授業形式の従業員研修も導入しております。

⑤販売後のサポート体制を含めた内部体制の整備

顧客目線でのサービス提供ができるよう、当社で販売する保証商品のサービス内容に磨きをかけるとともに、販売後のサポート体制を充実させることを今後の課題と考えております。

■ 当社グループが目指す、商品好回転モデルによるALL WIN



■ 保証体制

顧客に安心して中古車を購入していただける保証体制



当社の保証に加入の顧客に販売後の商品保証を行っております。当社の保証は、保証期間が選択可能なものとなっております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【業績等の概要】	21
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】	36

第4	【提出会社の状況】	37
1	【株式等の状況】	37
2	【自己株式の取得等の状況】	51
3	【配当政策】	52
4	【株価の推移】	52
5	【役員の状況】	53
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	55
第5	【経理の状況】	62
1	【連結財務諸表等】	63
2	【財務諸表等】	98
第6	【提出会社の株式事務の概要】	133
第7	【提出会社の参考情報】	134
1	【提出会社の親会社等の情報】	134
2	【その他の参考情報】	134
第四部	【株式公開情報】	135
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	135
第2	【第三者割当等の概況】	136
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	136
2	【取得者の概況】	138
3	【取得者の株式等の移動状況】	139
第3	【株主の状況】	140

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東海財務局長	
【提出日】	平成25年6月21日	
【会社名】	株式会社ネクステージ	
【英訳名】	NEXTAGE Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 広田 靖治	
【本店の所在の場所】	名古屋市東区葵一丁目26番8号	
【電話番号】	052-979-6531（管理本部）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 安藤 弘志	
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区葵一丁目26番8号	
【電話番号】	052-979-6531（管理本部）	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 安藤 弘志	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	812,175,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	120,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	161,250,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	637,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年6月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成25年7月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成25年6月21日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年7月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	637,000	812,175,000	439,530,000
計(総発行株式)	637,000	812,175,000	439,530,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年6月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は955,500,000円となります。
6. 本募集、ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成25年 7 月22日(月) 至 平成25年 7 月25日(木)	未定 (注) 4.	平成25年 7 月29日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

- 発行価格は、平成25年 7 月 9 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年 7 月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。
- 仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
- 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年 7 月 9 日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年 7 月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年 6 月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年 7 月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成25年 7 月30日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込みに先立ち、平成25年 7 月11日から平成25年 7 月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 名古屋中央支店	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

４ 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	未定	１．買取引受けによりま す。 ２．引受人は新株式払込 金として、平成25年 ７月29日までに払込 取扱場所へ引受価額 と同額を払込むこと といたします。 ３．引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目３番1-400号		
計	—	637,000	—

- (注) １．平成25年７月９日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
- ２．上記引受人と発行価格決定日(平成25年７月19日)に元引受契約を締結する予定であります。
- ３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
879,060,000	10,000,000	869,060,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額869,060千円については、新規出店（関東甲信越地方2拠点、東海北陸地方1拠点、関西地方2拠点、中国四国地方1拠点）にかかる設備資金として平成25年11月期に400,000千円、平成26年11月期に125,000千円を、残額については新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として平成25年11月期に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限148,350千円については、新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として全額を平成25年11月期に充当する方針であります。
2. 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	80,000	120,000,000	愛知県名古屋市中区栄一丁目11番4号 広田 靖治 40,000株 愛知県名古屋市中区栄一丁目11番4号 ティール・ハンズオン1号投資事業有 限責任組合 40,000株
計(総売出株式)	—	80,000	120,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成25年 7月22日(月) 至 平成25年 7月25日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成25年7月19日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	107,500	161,250,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 107,500株
計(総売出株式)	—	107,500	161,250,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成25年 7月22日(月) 至 平成25年 7月25日(木)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である広田靖治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式107,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成25年8月27日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年7月9日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年7月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価格と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年7月30日から平成25年8月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である広田靖治、売出人であるティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合、当社株主である株式会社SMN、田中一栄、井野貴文及び安藤弘志並びに当社新株予約権者であるティー・ハンズオンインベストメント株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年10月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年1月25日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年6月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成20年11月	平成21年11月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月
売上高 (千円)	—	—	—	—	28,319,508
経常利益 (千円)	—	—	—	—	875,225
当期純利益 (千円)	—	—	—	—	483,512
包括利益 (千円)	—	—	—	—	483,512
純資産額 (千円)	—	—	—	—	1,679,946
総資産額 (千円)	—	—	—	—	7,912,968
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	670.91
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	193.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	21.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	33.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△45,723
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△927,459
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	1,423,717
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	1,256,627
従業員数 (人)	—	—	—	—	332
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔31〕

(注) 1. 当社は第14期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数欄の〔外書〕は臨時従業員（パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員であります。

6. 当連結会計年度（第14期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

7. 第14期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当社は平成25年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成20年11月	平成21年11月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月
売上高 (千円)	10,294,639	14,734,338	17,131,993	21,042,089	28,319,508
経常利益 (千円)	157,843	403,259	194,663	737,055	868,132
当期純利益 (千円)	188,295	248,846	92,084	418,803	478,403
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	153,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	25,040	25,040	25,040	25,040	25,040
純資産額 (千円)	449,218	698,065	790,149	1,208,953	1,674,836
総資産額 (千円)	3,126,956	4,426,403	4,680,563	5,635,194	7,907,612
1株当たり純資産額 (円)	17,940.05	27,878.01	31,555.51	482.81	668.86
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	500	917
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	7,519.77	9,937.96	3,677.50	167.25	191.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.4	15.8	16.9	21.5	21.2
自己資本利益率 (%)	53.0	43.4	12.4	41.9	33.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	3.0	4.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△131,457	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△225,284	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	492,930	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	804,465	—
従業員数 (人)	151	215	239	249	327
〔ほか、平均臨時雇 用人員〕	[2]	[5]	[7]	[9]	[30]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期から第13期の持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。また、第14期については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

3. 平成25年3月5日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は2,504,000株となっております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数欄の[外書]は臨時従業員（パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員であります。
7. 当社は第14期より連結財務諸表を作成しているため、当該期の提出会社の経営指標等における営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 前事業年度（第13期）及び当事業年度（第14期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 第14期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当社は平成25年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第10期 平成20年11月	第11期 平成21年11月	第12期 平成22年11月	第13期 平成23年11月	第14期 平成24年11月
1株当たり純資産額 (円)	179.40	278.78	315.56	482.81	668.86
1株当たり当期純利益金額 (円)	75.20	99.38	36.78	167.25	191.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	5.00 (—)	9.17 (—)

2 【沿革】

年 月	概 要
平成10年12月	現代表取締役広田靖治が輸入車販売を目的に、資本金300万円で有限会社オートステージヒロタ（現 当社）を設立し、愛知県尾張旭市北本地ヶ原に本店所在地を置く
平成12年12月	オートステージ1号店（現 ネクステージインポート名東プレミアム店）を名古屋市名東区にオープン
平成14年 6 月	現代表取締役広田靖治が、スバル車販売を目的に資本金100万円で株式会社ネクステージを設立、愛知県尾張旭市に本店所在地を置く 株式会社ネクステージ1号店として、ネクステージ春日井Ⅰ店（現 ネクステージ春日井コンパクト専門店）を愛知県春日井市にオープン
平成14年 8 月	有限会社オートステージヒロタを株式会社オートステージへ組織及び商号変更
平成16年 4 月	東海地方の代表格店舗としてネクステージ中川店をオープン
平成16年10月	軽・コンパクトカー販売を目的に、セレクト100春日井店（現 ネクステージ春日井SUV専門店）を愛知県春日井市にオープン
平成16年11月	板金・塗装を目的とした整備工場としてB Pセンターを愛知県西春日井郡（現 北名古屋市）にオープン（平成22年 8 月に小牧市に移転、現 P D I センター）
平成16年12月	株式会社オートステージが株式会社ネクステージを吸収合併 株式会社オートステージを株式会社ネクステージへ商号変更 本部事務所を名古屋市名東区に移転
平成18年12月	本部事務所を愛知県日進市へ移転
平成19年12月	本店所在地を愛知県日進市へ移転
平成20年 8 月	関西地方初進出となるネクステージ大阪茨木店（現 ネクステージ大阪茨木ミニバン専門店）を大阪府茨木市にオープン
平成20年10月	中古車輸出事業を開始
平成21年 3 月	本部事務所を名古屋市東区に移転
平成21年10月	九州沖縄地方初進出となるネクステージ福岡店（現 ネクステージ福岡SUV専門店）を福岡県大野城市にオープン
平成22年 7 月	関東甲信越地方初進出となるオートステージ千葉店（現 ネクステージインポート柏店）を千葉県柏市にオープン
平成22年 8 月	商品の品質向上のためP D I センターを愛知県小牧市に開設
平成23年 7 月	整備部門強化のためオートステージサービスセンター（現 ネクステージテクニカルセンター千種）を名古屋市千種区にオープン
平成23年 8 月	無店舗型での自動車出張買取事業を開始
平成23年 9 月	本店所在地を名古屋市東区に移転
平成23年11月	北海道東北地方初出店となるネクステージイオンタウン柴田店をオープン
平成23年12月	カーコーティング事業を目的に、株式会社A S A Pを設立
平成24年 3 月	関東地方に2ブランド併設店舗としてネクステージ神戸西店をオープン
平成24年 9 月	ネクステージクラスポ蒲郡店を愛知県蒲郡市に商業施設併設店舗としてオープン ラビットクラスポ蒲郡店を買取専門店として初のフランチャイズ契約でオープン ホリデー車検クラスポ蒲郡店を車検工場の初のフランチャイズ契約でオープン
平成25年 1 月	関東甲信越地方に2ブランド併設店舗としてネクステージ横浜町田店をオープン

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社連結子会社（株式会社A S A P）の計2社で構成されており、中古車販売事業として中古車販売店事業、整備事業、保険代理店事業及び自動車買取事業、その他事業として自動車出張買取事業及び中古車輸出事業、カーコーティング事業を主な事業として取組んでおります。

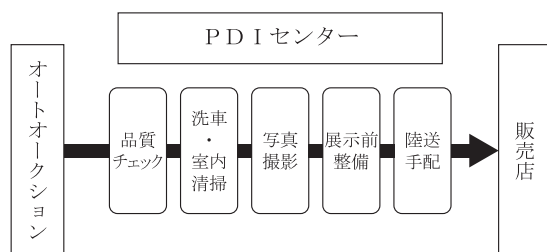
当社グループの事業内容、当該事業に係る位置付け及び事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントとしております。

(1) 中古車販売事業

① 中古車販売店事業

当事業は、国産普通車取扱店23店舗（SUV専門店8店舗、ミニバン専門店7店舗、セダン・スポーツ専門店5店舗、コンパクト専門店2店舗、アラカルト店1店舗）、軽自動車取扱店5店舗、輸入車取扱店3店舗（平成25年6月21日現在）の車種タイプ別の店舗展開を主に行っております。店舗ごとに車種を絞ることで顧客のライフスタイルに合った車が提供できると考えており、専門性の高い店舗作り・人材育成を進めております。出店方針といたしましては、国産普通車取扱店及び輸入車取扱店は、主に人口集積地を中心に関東甲信越地方、東海北陸地方、関西地方、九州沖縄地方等に事業展開を進めており、集客はインターネットを使い広告することで商圈エリアをより広げる取り組みを行っております。また、軽自動車取扱店に関しては、一定以上の人口を有する都市及びその周辺地域に集中的に出店する戦略を採っており、集客はインターネットだけではなく新聞折込チラシ等の媒体も積極的に活用しております。また、当社の取扱商品については、年式が新しい低走行車を多く取り揃え、特に品質にこだわっております。その結果、当事業の拠点数（複合店は1拠点でカウントしています。）は26拠点（関東甲信越地方5拠点、東海北陸地方15拠点、関西地方3拠点、九州沖縄地方3拠点）、PDIセンター（Pre Delivery Inspection）は1拠点（平成25年6月21日現在）であります。PDIセンターは、名古屋市周辺の店舗における仕入れた車輛の検品や品質チェック、点検及び整備作業を集約し、現場での作業効率を向上する役割を担っております。

（PDIセンター）



② 整備事業

当事業は、販売した車輛の整備や車検等を主な事業として展開しております。主要な店舗には整備工場を併設しており、整備工場を併設していない店舗についても名古屋市千種区及び福岡市博多区にある整備工場や外注先にて整備を行い、サポート体制の強化を図っております。

③ 保険代理店事業

当事業は、損害保険会社の代理店として、当社取扱車輛の販売に際して、自動車保険を提案し、販売後のサポート体制の強化を図っております。

④ 自動車買取事業

当事業では、不要となった車輛の買取りを行っており、主に顧客から持ち込まれる車輛の買取り及び査定、車輛販売に附帯するトータルサポートの強化を図っております。販売店で買取りを行うほか、株式会社R&Wが運営している中古車買取りラビット事業のフランチャイズ店が1店舗あります。

(2) その他事業

① 自動車出張買取事業

当事業は、主に株式会社カービュー、株式会社ウェブクルー、一般社団法人日本自動車流通研究所が運営する「中古車一括買取査定サイト」を使って当社にアクセスした顧客に対してご自宅まで伺い中古車の査定及び買取りを行っております。現在の出張買取りは東海北陸地方を中心に展開しております。

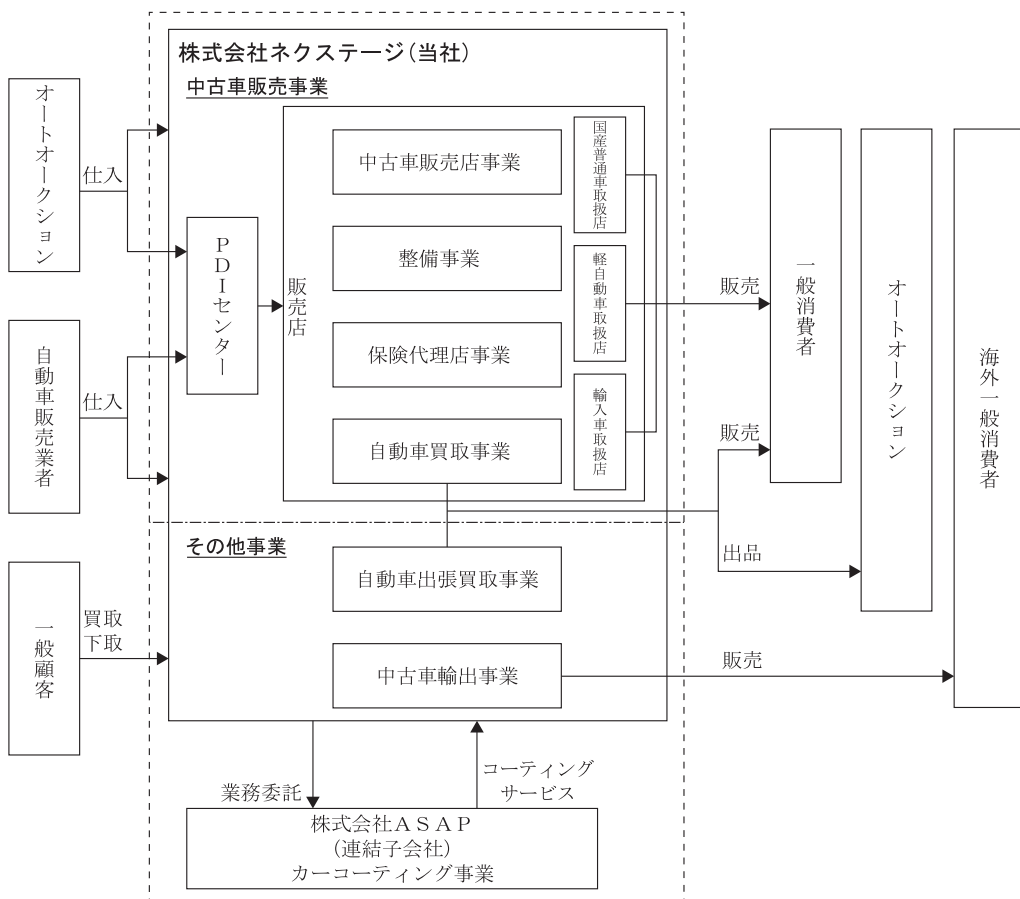
② 中古車輸出事業

当事業は、主に東アフリカ・オセアニア地域を中心に中古車を輸出しております。輸出先は主に途上国や新興国が多く、一般消費者までインターネットのインフラが整備されていないため、タンザニア、ケニア、ザンビアに紹介所を設け、現地の顧客が商品の検索、閲覧、注文が可能な環境を整備するほか、現地紹介所が通関及び陸送の手配を行うなど、顧客に対し購入のサポートを行っております。

③ カーコーティング事業

当事業は、当社連結子会社である株式会社A S A Pが、主に当社が販売する中古車に対してコーティングを行っています。ガラスコーティング剤を使用してボディの塗装表面をガラス膜で覆うことで、水を弾かない親水性のボディに変化させ、汚れや紫外線劣化、酸への耐久性を付与する施工を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



-----内が当社グループに該当します。

店舗タイプ		取扱車種	店舗数 (店)
国産普通車取扱店	SUV専門店	ハリアー、エクストレイル、ヴァンガード、ムラーノ 等	8
	ミニバン専門店	アルファード、エルグランド、セレナ 等	7
	セダン・スポーツ専門店	クラウン、フーガ、スカイライン、レクサス 等	5
	コンパクト専門店	フィット、デミオ、スイフト、ノート 等	2
	アラカルト店	国産オールジャンル	1
軽自動車取扱店		アルト、ムーヴ、タント、コペン 等	5
輸入車取扱店		メルセデスベンツ、アウディ、ボルボ 等	3
合 計			31

※ 東京都、兵庫県にはSUV、ミニバン専門店2店舗を併設している拠点が各1箇所、千葉県にはSUV、ミニバン、セダン・スポーツ専門店3店舗を併設している拠点が1箇所、福岡県にはミニバン、コンパクト専門店2店舗を併設している拠点が1箇所あります。

※ 在庫の状況に応じて、取扱車種を変更する場合があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社A S A P	名古屋市東区	8,000	カーコーテ ィング	100.0	業務委託 当社で販売する中古車 のカーコーティングを 行っております。 役員の兼務3名。

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
自動車販売及びその附帯業務	432 (36)
合計	432 (36)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。
3. 当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしており、グループ全体の従業員数を記載しております。
4. 従業員数が最近1年間に於いて120名増加しておりますが、新規出店に要する新規採用が主となっております。

(2) 提出会社の状況

平成25年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
426 (34)	28.9	2.9年	4,409,616

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が最近1年間に於いて117名増加しておりますが、新規出店に要する新規採用が主となっております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社である株式会社A S A Pには労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第14期連結会計年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や電力不足などによる供給制約の問題が徐々に解消され、公共投資を中核とする復興需要にも支えられて生産や設備投資が増加し、緩やかながら景気は回復基調に乗ったものの、欧州債務危機の再燃を機に世界経済の後退感が一層強まって輸出が減少し、企業収益も改善の動きが弱まるなど本格的な景気回復を実感できないまま終了しました。

この間、国内の自動車市場は、国内メーカー各社の生産体制の復旧が進み、平成23年末のエコカー補助金制度の復活と相まって販売台数は大幅に伸長し、減税対象車種の増加やニューモデルが数多く投入されて需要が盛り上がり、前年実績を大きく上回りました。

このような環境のなか、中古車販売業界におきましては、平成23年12月～平成24年11月の国内中古車登録台数は6,417,206台（前年同期比107.9%）と前年を上回る結果となりました。車種別に見ますと、普通乗用車の登録台数が3,520,667台（前年同期比107.5%）であり、軽自動車の登録台数が2,896,539台（前年同期比108.5%）という結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおきましては近年、近隣業者との価格競争等が激化するなか、店舗数の増加等により国内販売台数は21,666台となりました。この結果、当連結会計年度の売上高は283億19百万円、営業利益は8億95百万円、経常利益は8億75百万円、当期純利益は4億83百万円となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比については記載しておりません。

中古車販売事業

中古車販売店事業は、関東甲信越地方1拠点、東海北陸地方2拠点、関西地方1拠点、九州沖縄地方2拠点、計6拠点の新規出店及び北海道東北地方1拠点の閉店を行い当連結会計年度末の拠点数は24拠点となりました。営業面では、売上高278億6百万円となりました。

その他事業

中古車輸出事業は、当連結会計年度末の拠点数は本部及び東アフリカの紹介所2ヶ所であり、拠点数の増減はありませんでした。営業面では、売上高5億12百万円となりました。

第15期第1四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、政権交代により金融緩和景気対策等の期待感で株価が回復基調にあり、また、為替も円安に推移し国内産業の活性化の兆候も現れ、景気回復感が緩やかに高まりつつあります。しかし、雇用問題、消費税の増税等などの懸念材料も残っており、依然として不透明な状況にあります。

自動車業界におきましては、経済環境やエコカー補助金の終了に伴い、新車及び中古車は販売台数が前年を割っており、依然厳しい状況が続くものと考えられます。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成24年12月～平成25年2月までの国内中古車登録台数は1,345,957台（前年同期比92.7%）と前年を下回る結果となりました。車種別では、普通乗用車登録台数が675,905台（前年同期比84.5%）であり、軽自動車の登録台数は670,052台（前年同期比102.6%）という結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおきましては、近年、近隣業者との価格競争等が激化するなか、関東甲信越地方・九州沖縄地方に出店を進めた結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は84億円、営業利益は2億17百万円、経常利益は2億12百万円、四半期純利益は1億22百万円となりました。

中古車販売店事業

中古車販売店事業は、関東甲信越地方1拠点の新規出店を行い当第1四半期連結会計期間末の拠点数は25拠点となりました。営業面では、売上高82億78百万円となりました。

その他事業

中古車輸出事業は、当第1四半期連結会計期間末の拠点数は本部及び東アフリカの紹介所2ヶ所であり、拠点数の増減はありませんでした。営業面では、売上高1億21百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期連結会計年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物残高は、12億56百万円になりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

なお、当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比については記載しておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、45百万円の減少となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益 8 億75百万円、減価償却費 1 億97百万円、仕入債務の増加額 1 億36百万円があったものの、新規出店等に伴うたな卸資産の増加額 9 億77百万円及び法人税等の支払額 3 億 3 百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、9 億27百万円の減少となりました。これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出 7 億38百万円、差入保証金の差入による支出85百万円及び定期預金の預入による支出82百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、14億23百万円の増加となりました。これは主に、運転資金及び新規出店に伴う設備投資のための資金調達による長期借入による収入12億50百万円、社債の発行による収入 9 億20百万円に対し、長期借入金の返済による支出 3 億39百万円、短期借入金の純減額 2 億84百万円及び社債の償還による支出 1 億円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは第14期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(1) 商品仕入実績

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第1四半期連結累計期間の仕入実績を項目別に示すと、次のとおりであります。

項目	第14期連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)		第15期第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
車輛	22,242,747	—	7,279,437
部品	841,863	—	278,940
合計	23,084,610	—	7,558,378

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第1四半期連結累計期間の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	第14期連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)				第15期第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)		
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)	販売高 (千円)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)
北海道東北地方	267,061	—	—	398	—	—	—
関東甲信越地方	4,475,735	—	3	3,094	1,471,785	4	867
東海北陸地方	13,964,461	—	15	11,761	4,008,601	15	3,483
関西地方	5,419,156	—	3	3,777	1,440,624	3	916
九州沖縄地方	3,680,384	—	3	2,636	1,357,655	3	995
海外(中古車輸出)	512,709	—	—	1,746	121,903	—	420
合計	28,319,508	—	24	23,412	8,400,570	25	6,681

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 地域別の区分は次のとおりであります。

北海道東北地方……………宮城県
 関東甲信越地方……………埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 東海北陸地方……………岐阜県、愛知県
 関西地方……………大阪府、兵庫県
 九州沖縄地方……………福岡県
 海外……………ケニア、タンザニア

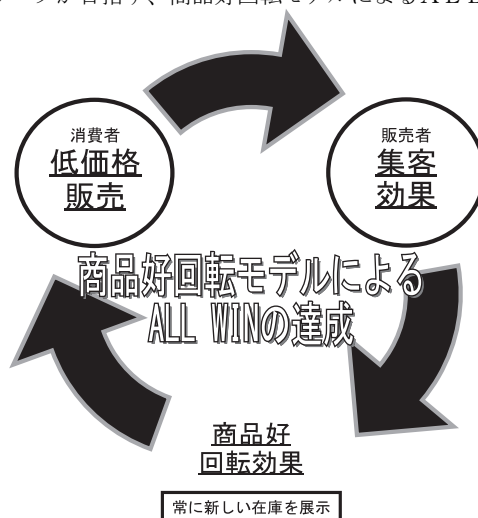
3 【対処すべき課題】

当社グループは、「良質なクルマをいつも誰もがお手ごろに」を企業理念とし、顧客のニーズに的確に対応することはもとより、全国展開をさらに進め、全国の顧客に当社グループの企業理念を伝えていきたいと考えており、信頼を得られる企業を目指しております。具体的には以下の点に取り組んでおります。

①市場シェアの拡大

縮小する中古車販売市場の中で市場シェアの拡大が第一と考えており、市場シェアの獲得を重視した成長戦略を採って参りました。その過程で、他社との競争が激化する中、商品の利益率は最低限を維持し、商品回転率を高めることによって常に新しい展示在庫を確保することができます。また、販売台数を伸ばし利益ボリュームを確保することを重視しております。当社グループは専門店で特化しカテゴリー別に在庫を絞り込むことで、ニーズがある程度固まった顧客の来店が増え、当社グループにとっても顧客にとっても商談し易い環境を整えることができます。結果的に成約率が高くなると考えております。また、ある一定のクルマに特化して販売するため、過去の実績から統計的にナビやセキュリティなどの顧客の購入確率を把握し、そこで見込める収益の分だけ競合他社に対して店頭価格を下げて販売することができます。店頭価格を下げることで集客力が高まり、成約率の高まりと相まって高い在庫回転率を実現させ、売れ残りの車輛に係る評価損の発生を抑えることで、その分だけ店頭価格を下げるすることができます。このような「商品好回転率」のビジネスモデルによって、顧客に喜んでいただける中古車販売企業として市場のシェア拡大を目指しています。

<当社グループが目指す、商品好回転モデルによるALL WIN>



②既存店の収益アップや新規出店

既存店の収益アップや新規出店は必要不可欠であります。そのため、マーケティングの強化を行い今後とも積極的な出店を進めていく方針であります。また、安定的な出店を実現するため、ビジネスモデルの確立、ビジネスモデルを洗練させるための取組みを積極的に行い、また、滞りなく出店するための資金を確保するため、金融市場及び金融機関からの資金調達・借入を考えており、中期事業計画に沿って資金計画を綿密に策定し、また、金融機関とは良好な関係性を維持しつつ実行していく方針であります。将来を踏まえた中古車販売店のモデルとして、商品保証・整備や商品の品質強化など、他社との差別化を図るうえで、より顧客に対してのサービスコストは上昇していくものと考えております。そのため、サービスピットは最小限に抑え中古車の小売りに特化している当社の強みを活かしつつ、店舗開発のローコスト化などに取り組み、収益アップに努めております。また、当社のマーケティングによる販売予測において、商圈エリアの自動車保有台数や買換期間等から販売可能台数を算出した場合、出店余地は多数存在すると考えており今後も全国展開を推進してまいります。

③仕入ルートの開拓

当社グループは、仕入の約90%以上をオートオークション会場からの仕入に依存しております。一般的な中古車流通市場は、新車ディーラーや中古車買取専門店及び中古車買取販売店が消費者から下取あるいは買取をした中古車をオートオークションへ出します。そのオートオークションに出された中古車を中古車小売販売店が応札し、落札できた中古車を仕入れて、消費者へ販売します。当社グループは、当社独自の評価基準を充たした車輛のみに応札するほか、落札した車輛に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車輛の確保に努めております。但し、今後販売台数を増やしていく中で、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オートオークションに依存しない仕入ルートの開拓を検討しております。

④人材育成

C S（顧客満足度）やブランド力の向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要不可欠であります。当社では、人材の育成に当たって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視するとともに、授業形式の従業員研修も導入しております。実施研修を重ねることにより、社員が自身の業務内容を把握し、会社の方針を理解したうえで自己成長目標が設定できることを狙いとしています。また、国産普通車、軽自動車、輸入車の車種タイプ別に店舗を展開していることも、販売スタッフの専門性の向上につながっています。

⑤販売後のサポート体制を含めた内部体制の整備

当社は、顧客へのアンケートの実施及びカスタマーセンター、コールセンターの体制強化を図ります。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間より顧客から選択しており、故障等の車輛の受入は当社及び最寄整備工場で受付できる体制を採っております。また、サービス内容は、エンジンやAT、ミッション、ブレーキ機構、パワステ機構、エアコン機構など33機構318項目に対して幅広く対応できるように体制を整備しており、顧客目線でのサービス提供ができるよう、アンケートの意見を参考にし、当社で販売する保証商品のサービス内容に磨きをかけるとともに、販売後のサポート体制を充実させることを今後の課題と考えております。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) オートオークションへの依存について

当社グループは、仕入の約90%以上をオートオークション会場からの仕入に依存しております。当社グループは、当該オークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続きを整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めていますが、オペレーションミス等によりオークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、結果、適時に仕入を行えず業績に悪影響を与える可能性があります。また、オートオークション会場への出品台数が減少し、相場が高騰する可能性も皆無ではなく、原価上昇分を販売価格に転嫁出来ない場合には業績に影響が及ぶ可能性があります。

(2) 当社グループ独自の仕入ルート開拓におけるコスト増加について

当社グループは、将来の成長戦略を支える上で、オートオークション会場以外の仕入ルートを開拓する必要があると認識しており、買取専門店舗の新設等に投資を行っていく方針です。ただし、当該投資にかかるコストが想定以上に増加した場合や、投資により期待する効果が得られなかった場合には、当社グループの財政状態並びに業績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 店舗の賃貸物件への依存について

当社グループは店舗の大部分を賃借しており、出店にあたり敷金・保証金及び建設協力金を差し入れております。敷金・保証金は契約期間の満了時に返金され、建設協力金は当社が支払う賃借料との相殺により回収されます。契約に際しては、相手先の信用状態を判断したうえで出店の意思決定を行います。ロードサイド店については賃借期間が15～20年と長期に亘る場合が多く、当該長期の契約期間中に倒産その他賃貸人の信用状態の予期せぬ悪化等の事由により、差し入れた保証金等の全部または一部が回収できなくなり、当社グループの業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 人材獲得及び教育について

当社グループは、顧客にとって満足度の高いサービスを提供する方針の基に、事業の拡大を図っておりますが、その実現のためには継続的に優秀な人材を確保していく必要があると考えております。このため、当社グループでは、人員計画を綿密に作成し、人事制度の刷新等を図ること、魅力的な職場環境の実現並びに適切な採用コストの管理に取り組んでおります。しかしながら、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、CS（顧客満足度）やブランド力の維持・向上のためには、人材教育を更に強化していくことも必要であると考えております。従って、教育研修制度の改善に継続的に取り組んでおりますが、十分な技能を持った従業員の教育に時間を要した場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報管理及びシステム管理のリスクについて

当社は、販売した車輛の名義変更等で顧客の印鑑証明書や住民票、運転免許証の写し等の個人情報を取得します。これら個人情報の管理に関しては、社内において定期的に当社グループのプライバシーポリシーを唱和することで役職員の個人情報保護に対する意識を高めるとともに、個人情報保護の具体的な業務手続きを定めた個人情報保護規程に則って業務を遂行しております。また、例えば、コンピュータシステム及びサーバー等のセキュリティ・アクセス権限は対象者に限定するなど、システム部門の牽制体制を構築し、情報漏洩の防止に努めております。しかしながら、このような対策を講じたにも関わらず個人情報が外部に流出した場合には、当社のビジネスに対する信頼が低下するだけでなく、実際に当該情報を利用した詐欺被害等が発生する可能性が皆無とは言えず、これら信頼の低下や損害賠償請求等に伴い当社グループの業績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

(6) 社会的信用力の低下のリスクについて

中古自動車は同型車種であっても新車のような均一性がなく、前所有者の使用状況や整備状況により、それぞれの商品の品質状態が異なっております。そのため、当社グループは、商品の点検整備に細心の注意を払っており、かつ商品の保証を一定の期間行っておりますが、一定の品質を確保することが困難な場合があり、商品の故障等がクレームの主な発生要因となっております。従って、今後、店舗数・顧客数の増加によりクレーム発生件数は増加していく可能性が高く、その結果、顧客及び社会における信頼を低下し、当社グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(7) 燃料価格の急激な変動に伴うリスクについて

当社が取り扱う中古車（自動車）の販売動向は、燃料価格の変動の影響を受けます。従って、燃料価格が急激に上昇することにより消費者が買い替えを控える等消費行動が大きく変化した場合には、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(8) 同業者との競合リスクについて

当社グループが属する中古車販売市場の市場規模は、国内人口の減少や若年層の嗜好性の変化などに伴い、今後縮小していくと考えられます。当社はこのような市場環境のなかで、取扱い車種の絞込みやドミナント型の出店等の営業戦略により成長を目指しておりますが、既存店はもとより新規出店に関しても同業者との競争が今後更に激しくなると予測されることから、利益の確保が現状より厳しくなる可能性があります。

(9) 有利子負債の依存について

当社グループは、出店資金を主に金融機関からの借入で調達しております。近年出店を積極的に行った結果、有利子負債の残高は年々増加しており、また、総資産に占める有利子負債の比率も高くなっております（下表参照）。そのため、金融情勢の変化に伴い金利が変動した場合には、支払利息が増加する等、業績並びに財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

	平成23年11月期末	平成24年11月期末	平成25年2月期末
有利子負債残高（百万円）	3,300	4,766	6,474
有利子負債依存度（％）	58.6	60.3	64.3

（注1）平成23年11月期末は当社単体の金額及び比率であります。

（注2）有利子負債残高は、短期及び長期借入金（1年以内返済予定を含む）、社債（1年以内償還予定を含む）の合計額であります。

(10) 古物営業法及びその関連法令の遵守について

当社グループの行う中古車輛の買取り及び販売業務は古物営業法の規制を受けます。当社グループは古物取扱業者として、各府県の公安委員会より許可を受け中古自動車の買取り及び販売業務を行っております。なお、古物商の許可に有効期限の定めはありません。

古物営業法及び関連法令の要旨は以下のとおりです。

A. 目的

この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする（第1条）。

B. 規制の要旨

(a) 古物の売買もしくは交換を行う営業を営もうとする者は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない（第3条）。

(b) 古物の買い受けもしくは交換を行う場合、又は売却もしくは交換の委託を受けようとする場合には、その相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けなければならない（第15条）。

(c) 売買もしくは交換のため、又は売買もしくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、取引の年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢を帳簿等に記載、又は電磁的方法により記録し、3年間営業所に備えておかなければならない（第16条、第18条）。

(d) 買い受け、又は交換した古物のうち盗品又は遺失物があった場合においては、被害者又は遺失主は、古物商に対し、盗難又は遺失から1年以内であればこれを無償で回復することを求めることができる（第20条）。

なお、(a)の規制につきましては、古物営業の許可には有効期限は定められておりません。しかし、古物営業法または古物営業に関する他の法令に違反した場合で、盗品等の売買等の防止もしくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害される恐れがあると認められる場合には、公安委員会は古物営業法第24条に基づき営業の停止及び許可の取消しを行うことができるとされております。

当社では、警察署への届出の要否を確認する手続き等を社内規程に定め、古物営業法の遵守に努めており、現時点では違反事由は発生しておりません。但し、今後、法令の改正が生じた際の対応が不十分であったり、オペレーションミスが発生すること等により監督当局より処分を課される可能性は皆無ではなく、結果、営業許可の取り消し等当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 道路運送車両法の遵守について

当社グループの行う自動車登録業務及び車輛運搬業務は道路運送車両法の規制を受けており、また、主要な店舗に併設する整備工場についても同法に基づく認証・指定を受ける必要があります。当社グループは、車輛登録等の業務手続きに同法の求める手続きを盛り込み、同法の遵守に努めておりますが、人為的なミス、同法の改正あるいは運輸局との見解の相違等により、同法に抵触する可能性は皆無ではなく、その結果、自動車整備事業の営業停止等の処分が科せられた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) その他の法的規制のリスクについて

当社グループは、保険代理店業務を行っており、保険業法の求める義務（重要事項の説明義務等）を負っております。また、当社グループは、自動車関連税制や消費税等の税法や金融商品取引法等、種々の法令や規則等の規制を受けております。今後、これら法令等の改廃や新設があった場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 計画通りに出店を行えないリスクについて

当社グループは、ローコストで出店を行うために居抜き物件をメインの出店用地と考えていることから、計画的に物件を確保することが困難な場合があります。事業用借地で新築物件を建てることも考えられますが、この場合建築費用等の出店コストがかさみ収益を圧迫する可能性があります。

また、出店を計画的に進めるにあたり、店舗の責任者やスタッフの育成が必要不可欠ですが、人材の獲得ないし育成が計画どおりに行えない場合、出店計画が遅延する可能性があります。また、当社の業績や経済環境の変化によっては、金融機関の融資態度が硬化し、出店に必要な資金の調達が困難になる可能性があります。

以上のように、計画どおりに出店が行えない場合には、当社グループの成長戦略を実現することが困難となり、業績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(14) 事実と異なる風説が流布することについて

当社グループは、主にインターネットの中古車情報ページを介して集客に努めており、当該サイトの口コミ情報などや掲示板等の情報は、当社を利用しようとする顧客にとって重要な判断材料となります。他方、インターネット等を通じて当社グループや役職員に対する事実と異なる悪評・誹謗・中傷等の風説が流布される可能性もあり、この場合、当社グループへの信頼及び企業イメージが低下し、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 財務制限条項について

当社グループは、主に金融機関からの借入により大型設備投資を実施しておりますが、当該借入契約の中には財務制限条項が設けられているものがあります。従来より金融機関とは持続的に円満な関係を築いておりますが、単体決算において財務制限条項のいずれかに該当した際には既存の借入金に対する金利が上昇する旨の条件が付されているため（現状のスプレッドから年利0.5%の金利上昇）、財務制限条項に抵触する事態に陥った場合には、業績が悪影響を受ける可能性があります。

(16) 調達資金使途について

上場時の公募増資により調達する資金は、主に新規出店を中心とした設備投資資金に充当する計画です。

但し、新規出店から期待した成果が得られる保証はなく、その結果、調達した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

(17) 新株発行による資金調達について

当社グループは際限ない成長意欲を有しており、将来の急速な事業規模の拡大に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく可能性があります。その場合には、発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比に代わり前事業年度との対比を記載しております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、見積もりが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第14期連結会計年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当連結会計年度末における総資産は79億12百万円となりました。

流動資産は58億52百万円であります。主な内訳は商品40億76百万円であり、新規出店等の影響により前事業年度末より9億92百万円増加しております。また、現金及び預金は13億40百万円であります。

固定資産は20億60百万円であります。主な内訳は建物及び構築物9億60百万円であり、新規出店の設備投資等により前事業年度末より2億95百万円増加しております。また、差入保証金は4億33百万円であります。

流動負債は32億55百万円であります。主な内訳は短期借入金14億50百万円であり、長期借入金の調達額からの余剰資金で短期借入金を返済し、前事業年度末より2億84百万円減少しております。また、買掛金は4億77百万円であります。

固定負債は29億77百万円であります。主な内訳は長期借入金14億81百万円、社債13億70百万円であり、新規出店に伴う設備投資及び短期借入金の返済をしており前事業年度末より長期借入金は8億28百万円増加、社債は8億20百万円増加しております。

純資産合計は16億79百万円となりました。主な内訳は利益剰余金13億93百万円であります。

第15期第1四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）

当第1四半期連結会計期間末における総資産は100億65百万円となりました。

流動資産は76億32百万円であります。主な内訳は商品50億29百万円であり、新規出店の在庫及び繁忙期による在庫の増加によって、前連結会計年度末より9億52百万円増加しております。また、現金及び預金は21億65百万円であります。

固定資産は24億33百万円であります。主な内訳は建物及び構築物15億15百万円であり、ネクステージ横浜町田店の新規出店により前連結会計年度末より5億55百万円増加しております。

流動負債は53億9百万円であります。主な内訳は短期借入金29億73百万円であり、前連結会計年度末より15億23百万円増加しており、主に運転資金の調達によるものです。また、買掛金は6億48百万円であります。

固定負債は29億77百万円であります。主な内訳は長期借入金16億54百万円、社債11億40百万円であります。

純資産合計は17億79百万円となりました。主な内訳は利益剰余金14億93百万円であります。

(3) 経営成績の分析

第14期連結会計年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当連結会計年度は販売店6拠点の出店及び、店舗併設の買取店1拠点、整備工場1拠点の設置を行い、販売店1拠点を閉店いたしました。売上高においては新規出店による売上52億60百万円に加え、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）におきましても3億40百万円の増収となりました。既存店の増収は関西地方、九州沖縄地方の販売台数の増加と軽自動車の販売が伸びたことが要因であります。また、収益面におきましても新規出店が順調な推移で販売を伸ばし、既存店では販売費及び一般管理費の削減により効率的な販売体制を構築したことで収益性も向上いたしました。

当連結会計年度の新たな取組みとしまして、フランチャイズ加盟により買取店と整備工場を設置いたしました。また、1拠点に専門店を併設することにより、より効率的な販売体制の構築にも取り組みました。その結果、新たな出店形態での展開の可能性が広がりました。

当連結会計年度末の拠点数は24拠点となりました。以上の結果、当連結会計年度における売上高は283億19百万円、営業利益は8億95百万円、経常利益は8億75百万円、税金等調整前当期純利益は8億75百万円、当期純利益は4億83百万円となりました。

第15期第1四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）

当第1四半期連結累計期間は販売店1拠点の出店を行いました。売上高においては新規出店による売上5億61百万円的一方、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）におきましては1億58百万円の減収となりました。既存店の減収要因はIP名東店をリニューアルのため閉店したことによる2億67百万円の減少に加え、軽自動車及び輸入車は好調に推移したものの、国産普通車はエコカー補助金の終了に伴う影響により前期と比較して来店数が減少したことによるものであります。しかし、収益面におきましては新規出店が順調な推移で販売を伸ばす一方、既存店では2ブランド併設店舗を増やし、販売費及び一般管理費の削減に努め効率的な販売体制を構築したことで収益性が向上いたしました。

当第1四半期連結累計期間の新たな取組みとしまして、平成24年12月にネクステージ博多ミニバン専門店でコンパクトカー専門店を併設し拠点の効率化に努めました。また、関東甲信越地方に初めてSUV専門店とミニバン専門店の併設店舗としてネクステージ横浜町田店を出店し、ネクステージIP名東店を輸入車専門店から業態変更し軽自動車専門店として平成25年1月にリニューアルオープンいたしました。

当第1四半期連結会計期間末の拠点数は25拠点となりました。以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は84億円、営業利益は2億17百万円、経常利益は2億12百万円、税金等調整前四半期純利益は2億12百万円、四半期純利益は1億22百万円となりました。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループが属する中古車販売業界は、国内人口の減少や若年層の嗜好性の変化により車離れが進み、市場全体が縮小している業界であります。そのため、顧客獲得に向けたサービス体制の充実・品質の向上が求められております。

当社グループでは、「良質なクルマをいつも誰もがお手ごろに」を企業理念とし、全国展開をさらに進め、全国の顧客に当社グループの企業理念を伝えて行きたいと考えております。顧客のニーズに的確に対応することで、信頼を得られる企業を目指しております。また社内におきましては、販売部門及び間接部門の部署間の連携をさらに強化することで、当社グループが掲げる企業理念を早期に一般消費者に認知されることを目指しております。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。

縮小する中古車販売市場において、当社グループが今後も継続的に成長するためには、適切な営業能力や整備技能を持った人員を業容の拡大に応じて適時に確保することが課題であります。また、当社グループはオークションによる仕入がほとんどを占める状況では、販売規模が拡大するにつれて他社との競合により仕入台数の確保が難しくなることが予想されることから、独自の調達経路を構築することも課題であると認識しています。

当社グループは、人材の確保については、出店計画に応じて綿密に人員計画を策定することで採用活動を適時に行うほか、教育研修制度を充実させることで必要な人材の確保に努める方針です。また、独自の調達経路の構築については、買取専門店の増設や出張買取の強化に努める方針です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当連結会計年度における当社グループの主な設備投資は、関東甲信越地方に1拠点、東海北陸地方に2拠点（クラスポ蒲郡店は販売、買取、整備の複合店）、関西地方に1拠点、九州沖縄地方に2拠点の新規出店を行いました。これらにより、当連結会計年度における設備投資総額は5億31百万円となりました。なお、重要な設備の除却、売却はありません。

第15期第1四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）

当第1四半期連結累計期間における当社グループの主な設備投資は、関東甲信越地方に1拠点の新規出店を行いました。これにより、当第1四半期連結累計期間における設備投資総額は5億79百万円となりました。なお、重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	その他	合計	
本社 (名古屋市東区)	本社機能	7,791	9,222	12,073	29,087	57 (6)
関東甲信越地方 戸田店他2拠点 (埼玉県戸田市他)	店舗 整備工場	62,302	6,524	219,337	288,165	42 (5)
東海北陸地方 中川店他14拠点 (名古屋市中川区他)		586,388	32,577	17,163	636,129	118 (4)
関西地方 茨木店他2拠点 (大阪府茨木市他)		104,171	15,255	20,224	139,651	45 (2)
九州沖縄地方 福岡店他2拠点 (福岡県大野城市他)		122,153	8,998	3,518	134,670	41 (2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員であります。
4. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定を含んでおります。
5. 上記の他、リース契約による主要な賃借設備は下記のとおりであります。

名称	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
車輛運搬具 (所有権移転外ファイナンスリース)	30,089	22,678
工具、器具及び備品 (所有権移転外ファイナンスリース)	320	2,156

(2) 国内子会社

重要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成25年5月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (展示可能台 数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ネクステージ千葉北 店 (千葉市稲毛区)	中古車販 売店事業	店舗 整備工場	202,520	130,534	借入金	平成25年3月	平成25年6月	550台
ネクステージ富士店 (静岡県富士市)	中古車販 売店事業	店舗	40,000	3,344	自己資金 増資資金	平成25年5月	平成25年7月	100台
ネクステージ倉敷西 店 (岡山県浅口市)	中古車販 売店事業	店舗	45,200	6,360	自己資金 増資資金	平成25年5月	平成25年8月	150台
ネクステージ伊勢崎 店 (群馬県伊勢崎市)	中古車販 売店事業	店舗	104,000	3,000	借入金 増資資金	平成25年8月	平成25年10月	100台
ネクステージ寝屋川 店 (大阪府寝屋川市)	中古車販 売店事業	店舗	123,800	2,486	借入金 増資資金	平成25年8月	平成25年12月	200台
ネクステージ甲府パ イパス店 (山梨県甲斐市)	中古車販 売店事業	店舗	117,500	11,300	借入金 増資資金	平成25年9月	平成25年11月	100台
ネクステージ堺店 (堺市中区)	中古車販 売店事業	店舗	125,500	—	増資資金	平成25年10月	平成26年1月	150台

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,016,000
計	10,016,000

(注) 平成25年2月7日開催の取締役会決議により、平成25年3月5日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,915,840株増加し、10,016,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,504,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,504,000	—	—

(注) 平成25年2月7日開催の取締役会決議により、平成25年3月5日付で1株を100株に株式分割を行い、発行済株式総数は2,478,960株増加し、2,504,000株となっております。また、同日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、単元株式数は100株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成17年10月5日の臨時株主総会特別決議

	最近事業年度末現在 (平成24年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	715	713
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	715(注)1	71,300(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	250(注)4
新株予約権の行使期間	平成19年10月21日から 平成27年10月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 250 資本組入額 125(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められない。 ある特定の権利行使から次の権利行使までは、6ヶ月以上の期間をおかなければならないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と併合する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額は適切に調整されるものとする。

4. 当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 平成17年10月5日の臨時株主総会特別決議

	最近事業年度末現在 (平成24年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	130	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130(注)1	13,000(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	250(注)4
新株予約権の行使期間	平成19年10月21日から 平成29年10月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 250 資本組入額 125(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 ある特定の権利行使から 次回の権利行使までは、6 ヶ月以上の期間をおかなければならないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と併合する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額は適切に調整されるものとする。

4. 当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権 平成20年9月30日の臨時株主総会特別決議

	最近事業年度末現在 (平成24年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	421	414
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	421(注)1	41,400(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000	250(注)4
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 250 資本組入額 125(注)4
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者が当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員等または顧問等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由ある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

4. 当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権 平成20年9月30日の臨時株主総会特別決議

	最近事業年度末現在 (平成24年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
新株予約権の数（個）	400	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400(注) 1	40, 000(注) 1 . 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25, 000	250(注) 4
新株予約権の行使期間	平成20年10月1日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25, 000 資本組入額 12, 500	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者が当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員等または顧問等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由ある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在1株、提出日の前月末現在100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

4. 当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権 平成24年3月30日の臨時株主総会特別決議

	最近事業年度末現在 (平成24年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	433	428
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	433(注)1	42,800(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,000	450(注)4
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日から 平成34年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45,000 資本組入額 22,500	発行価格 450 資本組入額 225(注)4
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者が当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員又は顧問等のいずれの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由ある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

4. 当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年11月30日(注) 1	—	25,040	△53,000	100,000	—	133,000
平成25年3月5日(注) 2	2,478,960	2,504,000	—	100,000	—	133,000

(注) 1. 平成21年10月26日開催の臨時株主総会決議にて内部留保拡充のため減資を行っております。

2. 平成25年2月7日開催の取締役会決議にて普通株式1株を100株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成25年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	7	9	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	10,040	—	—	15,000	25,040	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	40.10	—	—	59.90	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,504,000	25,040	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,504,000	—	—
総株主の議決権	—	25,040	—

② 【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

①第1回新株予約権

決議年月日	平成17年10月5日 臨時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数（人）	当社取締役4 当社従業員96
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退任または退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員40名、当社社外顧問1名の合計44名となっております。

②第2回新株予約権

決議年月日	平成17年10月5日 臨時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数（人）	社外協力者2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③第4回新株予約権

決議年月日	平成20年9月30日 臨時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数（人）	当社取締役4 当社従業員44
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退任または退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員29名の合計31名となっております。

④第5回新株予約権

決議年月日	平成20年9月30日 臨時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数（人）	取引先1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤第6回新株予約権

決議年月日	平成24年 3 月30日 臨時株主総会特別決議
付与対象者の区分及び人数（人）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員36
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 2 名、当社監査役 1 名、当社従業員35名の合計38名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、会社経営に対する株主の利益確保の観点から判断して、株主に対する利益還元を重要な課題の一つとして認識し、株主への剰余金の配当を安定的かつ継続的に実施することを剰余金（利益）配分についての方針として位置付けております。原則、期末配当を年1回実施していく考えであり、その決定機関は株主総会であります。

内部留保資金につきましては、自己資本の充実を目的として一定の手元資金を確保するとともに、今後も成長が見込める販売店の展開やグループ成長に効果的な投資に備えてまいりたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、第14期事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本にしつつ、業績及び財政状態を総合的に勘案した結果、1株当たり917円といたしました。この結果、配当性向は4.8%となっております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年2月26日 定時株主総会決議	22,961	917

(注) 平成25年3月5日をもって普通株式1株を100株に分割しております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	CEO	広田 靖治	昭和48年7月31日生	平成4年4月 平成10年12月 平成22年2月 平成23年12月	株式会社ニチワ産業入社 有限会社オートステージヒロタ (現当社) 設立 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長兼CEO就 任(現任) 株式会社ASA P 代表取締役就 任(現任)	(注) 3	1,027,200
常務取締役	事業本部長 兼COO	田中 一栄	昭和47年10月26日生	平成7年4月 平成10年9月 平成15年4月 平成18年7月 平成22年2月 平成23年12月	株式会社柳澤印刷入社 株式会社オーディオテクニカ入 社 当社入社 当社取締役事業本部長就任 当社常務取締役事業本部長兼C OO就任(現任) 株式会社ASA P 取締役就任 (現任)	(注) 3	4,000
取締役	管理本部長 兼CFO	安藤 弘志	昭和51年7月28日生	平成9年4月 平成10年4月 平成13年2月 平成16年6月 平成17年7月 平成18年12月 平成22年2月 平成23年12月 平成24年2月	株式会社ブイアイビー入社 株式会社シーズ東海入社 オートトレーディング・ルフト・ ジャパン株式会社入社 NBC コンサルタnts株式会社入 社 当社入社 当社経理財務部長就任 当社取締役管理本部長就任 株式会社ASA P 取締役就任 (現任) 当社取締役管理本部長兼CFO 就任(現任)	(注) 3	4,000
取締役		藤巻 正司	昭和30年4月3日生	昭和55年4月 平成15年9月 平成17年9月 平成17年12月	トヨタ自動車販売株式会社(現 トヨタ自動車株式会社) 入社 有限会社藤巻アソシエーツ代表 取締役就任(現任) ティー・ハンズオンインベスト メント株式会社代表取締役就任 (現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
監査役 (常勤)		江藤 良次	昭和32年1月30日生	昭和50年4月 平成16年7月 平成17年1月 平成17年12月 平成18年2月	株式会社協和銀行(現 株式会 社りそな銀行) 入行 株式会社ウィル入社 当社入社 当社退社 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役		春馬 学	昭和48年11月4日生	平成13年10月 平成18年9月 平成22年4月	石原法律事務所入所 春馬・野口法律事務所開設(現 任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		村田 育生	昭和33年6月5日生	昭和61年4月	株式会社経営開発協会入社	(注) 4	—
				昭和63年4月	株式会社日本エル・シー・エー入社		
				平成3年4月	株式会社ベンチャー・リンク入社		
				平成6年4月	株式会社リンクインベストメント入社		
				平成7年12月	株式会社ガリバーインターナショナル取締役就任		
				平成12年4月	株式会社ジー・ワンファイナンスサービス代表取締役就任		
				平成13年4月	株式会社ガリバーインターナショナル代表取締役副社長就任		
				平成19年4月	株式会社ジー・ワンクレジットサービス代表取締役会長就任		
				平成21年10月	村田作戦株式会社設立 代表取締役就任 (現任)		
				平成24年9月	当社監査役就任 (現任)		
計							1,035,200

- (注) 1. 取締役藤巻正司は、社外取締役であります。
2. 監査役春馬学及び監査役村田育生は、社外監査役であります。
3. 平成25年2月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成25年2月26日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会にて選任された従業員で構成され、執行役員第一営業部長井野貴文、執行役員第二営業部長西脇裕史の2名体制をとっております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

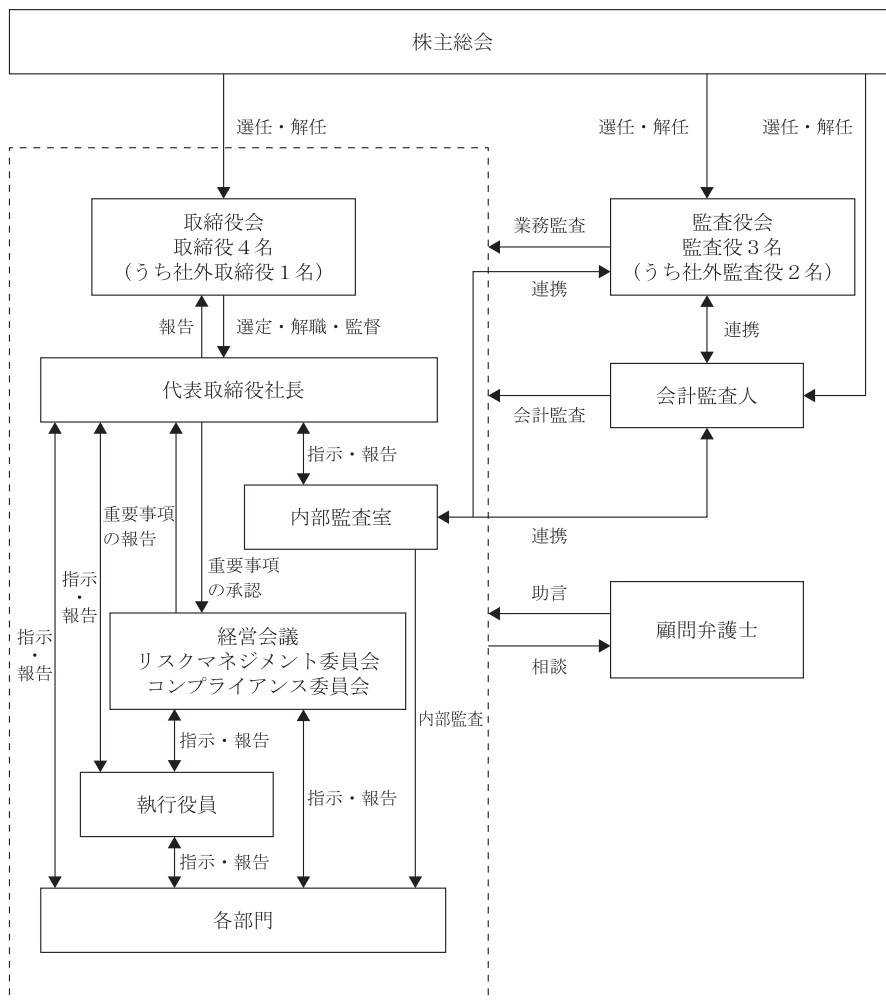
① 基本的な考え方

当社は、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題であると認識し、①株主の利益の最大化、②ユーザー、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な信頼関係構築、③継続的かつ安定的な成長をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。

そのために、業務執行に対する厳正かつ適法な監督・監査機能を実現し、有効的な内部統制の整備及び運用、コンプライアンスを常に意識した経営、グループ統治による子会社との適正な連携を意識した組織運営に注力しております。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

業務の意思決定・執行及び監査について、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上を図るため、以下の体制を採用しております。



a. 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。社内取締役3名及び社外取締役1名（本書提出日現在）で構成されており、監査役出席の下、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では原則として定時取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、必要に応じて、適宜臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見等を受けております。

b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名（うち社外監査役は2名、本書提出日現在）であり取締役会に出席しております。なお、常勤監査役については取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。会計監査人とも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。今後の監査役制度につきましては、企業規模に応じた適正な体制を確立していく所存であります。

c. 経営会議

当社の経営会議は、取締役、常勤監査役、執行役員及び部長で構成されております。経営会議は原則として月2回開催し、各部門の進捗状況の報告、リスクの確認及び対策の検討、業務に関する協議を行っており、これらは必要に応じて取締役会に報告される体制となっております。

d. リスクマネジメント委員会

当社のリスクマネジメント委員会は、取締役、常勤監査役及び部長で構成されており、委員長は代表取締役社長が務めています。原則として半期に1回経営会議に付随して開催し、各部門で発生しうるリスクの抽出と対策について検討、並びに協議を行っており、決定事項に関しては全社にフィードバックしております。

e. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、取締役、常勤監査役、部長、内部監査室長、総務課長及び顧問弁護士で構成されております。毎月1回開催し、コンプライアンス上の問題点について協議し、顧問弁護士にアドバイスを得ており、決定事項に関しては全社にフィードバックしております。

f. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（2名）が行っております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては改善事項を指摘し、改善の報告を受けております。

また、内部監査室は監査役及び会計監査人と定期的に、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

③ 内部統制システムの整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。平成24年11月15日に取締役会にて制定し、リスク管理体制について見直しを行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必要な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) 全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス委員会で検討した事項等でコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
- C) コンプライアンス違反の疑いのある行為に関する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、経営トップが自ら問題解決にあたり、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、文書または電磁的記録により適正に保存及び管理を行っております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険（リスク）については、リスクマネジメント委員会での検討及び「リスクマネジメント規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- B) リスク管理に関する主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- B) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図っております。
- C) 各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- A) 当社は、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置くことを認めております。これらの使用人は取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。

- B) これらの使用人は、他の役職を兼務することを妨げないが、監査役より選任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処することとしております。
- C) これらの使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役の承認を得たうえで決定することとしております。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A) 監査役は必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議に出席することができます。
- B) 監査役は稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。
- C) 取締役は、自己の職務遂行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
- D) 監査役は、事業または業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその使用人に対し直接求めることができます。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

h. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- A) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- B) そのため、管理本部を反社会的勢力担当部署として、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡を取り組織的に対処できる体制を構築しております。

④ リスク管理体制の整備状況

当社は、取締役会及び経営会議でのリスク管理に努めるとともに、リスクに対する共通認識を深めるためリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスクの把握及び検討並びに対策を決定しております。また、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、リスクマネジメント規程及び行動規範を含む諸規程に基づく業務運営と内部監査体制の強化による内部統制機能の充実に取り組んでおります。

⑤ 会社と社外取締役及び社外監査役の人的・資金的・取引その他の関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。社外取締役である藤巻正司が代表を務めるティー・ハンズオンインベストメント株式会社が運営するティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合から出資を受けております。

社外監査役である春馬学及び村田育生と当社との間に特別な利害関係はありません。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であり、当社との間には、特別な利害関係はありません。社外取締役である藤巻正司は投資会社の代表取締役を務めており、経営全般に関して適切な助言を行えると考えております。社外監査役である春馬学は弁護士という立場にあり、経営全般に関し適切な監査を実施できる体制にあると考えております。社外監査役の村田育生は株式会社ガリバーインターナショナルの元代表取締役副社長という経験を生かし、経営全般の適切な監査ができると考えております。また、原則として月1回開催する取締役会に加え、業務執行に関する重要会議にも出席するなど、取締役の意思決定及び業務執行の状況を日常的に監視できる立場にあるものと考えております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

⑦ 役員の報酬等

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	88,371	88,371	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	6,500	6,500	—	—	—	1
社外役員	5,050	5,050	—	—	—	2

(注) 期末日(平成24年11月30日)現在の人員は、取締役4名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。また報酬額につきましては、会社業績、従業員給与のバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて報酬の額を決定しております。

なお、第14期事業年度において社外取締役である藤巻正司には報酬等は発生しておりません。

⑧ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。平成24年11月期における当社の監査体制は以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 中浜明光

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 西原浩文

継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名

その他 10名

⑨ 弁護士等その他の第三者の状況

弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a. 中間配当制度に関する事項

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等を会社法第459条第1項に定める事項については、法令の特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、中間配当の基準日を毎年5月31日として定款で定めております。

b. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役・監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する最低責任限度額としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,000	—	14,200	8,430
連結子会社	—	—	—	—
計	8,000	—	14,200	8,430

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が、監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制構築等に関する助言・指導及び基幹システム構築に関する助言・指導業務であります。

なお、最近連結会計年度の前事業年度に関しましては、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査日数・要員数等を勘案して適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (4) 当連結会計年度（平成23年12月1日から平成24年11月30日まで）は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度に係る連結財務諸表を作成しておりません。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成23年12月1日から平成24年11月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）及び当事業年度（平成23年12月1日から平成24年11月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成24年11月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,340,828
売掛金	159,156
商品	4,076,534
仕掛品	2,559
貯蔵品	43,555
繰延税金資産	77,458
その他	154,895
貸倒引当金	△2,296
流動資産合計	5,852,692
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	1,718,532
減価償却累計額	△758,142
建物及び構築物（純額）	※1 960,389
機械装置及び運搬具	176,052
減価償却累計額	△91,243
機械装置及び運搬具（純額）	84,809
建設仮勘定	228,021
その他	210,912
減価償却累計額	△165,842
その他（純額）	45,070
有形固定資産合計	1,318,290
無形固定資産	109,797
投資その他の資産	
長期貸付金	25,984
繰延税金資産	46,909
差入保証金	433,333
投資不動産	119,860
減価償却累計額	△53,162
投資不動産（純額）	※1 66,698
その他	59,261
投資その他の資産合計	632,187
固定資産合計	2,060,276
資産合計	7,912,968

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成24年11月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	477,967
短期借入金	※1, ※2, ※3, ※5 1,450,000
1年内償還予定の社債	※1 100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※4, ※5 364,904
未払法人税等	264,221
その他	598,024
流動負債合計	3,255,117
固定負債	
社債	※1 1,370,000
長期借入金	※1, ※4, ※5 1,481,458
退職給付引当金	2,708
資産除去債務	104,278
その他	19,460
固定負債合計	2,977,904
負債合計	6,233,022
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	186,000
利益剰余金	1,393,946
株主資本合計	1,679,946
純資産合計	1,679,946
負債純資産合計	7,912,968

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成25年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,165,083
売掛金	126,612
商品	5,029,434
仕掛品	1,725
貯蔵品	50,315
その他	260,441
貸倒引当金	△1,292
流動資産合計	7,632,320
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,515,804
その他（純額）	148,645
有形固定資産合計	1,664,449
無形固定資産	121,286
投資その他の資産	647,861
固定資産合計	2,433,597
資産合計	10,065,918
負債の部	
流動負債	
買掛金	648,707
短期借入金	※1, ※2, ※3 2,973,700
1年内償還予定の社債	300,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 406,216
未払法人税等	67,303
賞与引当金	63,648
その他	849,528
流動負債合計	5,309,104
固定負債	
社債	1,140,000
長期借入金	※3 1,654,355
資産除去債務	163,653
その他	19,460
固定負債合計	2,977,468
負債合計	8,286,573
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	186,000
利益剰余金	1,493,345
株主資本合計	1,779,345
純資産合計	1,779,345
負債純資産合計	10,065,918

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)	
売上高	28,319,508
売上原価	※1 23,634,627
売上総利益	4,684,881
販売費及び一般管理費	※2 3,788,965
営業利益	895,915
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,537
受取家賃	23,588
受取保険金	12,313
補助金収入	15,190
その他	16,614
営業外収益合計	70,244
営業外費用	
支払利息	32,661
賃貸原価	21,363
社債発行費	19,678
支払手数料	10,682
その他	6,548
営業外費用合計	90,934
経常利益	875,225
税金等調整前当期純利益	875,225
法人税、住民税及び事業税	387,660
法人税等調整額	4,052
法人税等合計	391,712
少数株主損益調整前当期純利益	483,512
当期純利益	483,512

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)	
少数株主損益調整前当期純利益	483,512
包括利益	483,512
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	483,512
少数株主に係る包括利益	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)
売上高	8,400,570
売上原価	7,053,199
売上総利益	1,347,371
販売費及び一般管理費	1,129,539
営業利益	217,831
営業外収益	
受取利息	574
為替差益	5,104
受取家賃	5,897
その他	7,771
営業外収益合計	19,347
営業外費用	
支払利息	10,290
賃貸原価	5,138
その他	9,266
営業外費用合計	24,695
経常利益	212,483
税金等調整前四半期純利益	212,483
法人税、住民税及び事業税	67,375
法人税等調整額	22,770
法人税等合計	90,146
少数株主損益調整前四半期純利益	122,336
四半期純利益	122,336

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	122,336
四半期包括利益	122,336
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	122,336
少数株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当期末残高	100,000
資本剰余金	
当期首残高	186,000
当期末残高	186,000
利益剰余金	
当期首残高	922,953
当期変動額	
剰余金の配当	△12,520
当期純利益	483,512
当期変動額合計	470,992
当期末残高	1,393,946
株主資本合計	
当期首残高	1,208,953
当期変動額	
剰余金の配当	△12,520
当期純利益	483,512
当期変動額合計	470,992
当期末残高	1,679,946
純資産合計	
当期首残高	1,208,953
当期変動額	
剰余金の配当	△12,520
当期純利益	483,512
当期変動額合計	470,992
当期末残高	1,679,946

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	875,225
減価償却費	197,263
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,198
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△29,711
受取利息及び受取配当金	△2,537
支払利息	32,661
社債発行費	19,678
支払手数料	10,682
為替差損益 (△は益)	△1,626
売上債権の増減額 (△は増加)	△81,336
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△977,481
仕入債務の増減額 (△は減少)	136,845
その他	103,142
小計	284,004
利息及び配当金の受取額	2,537
利息の支払額	△28,991
法人税等の支払額	△303,274
営業活動によるキャッシュ・フロー	△45,723
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△82,601
定期預金の払戻による収入	15,600
有形固定資産の取得による支出	△738,963
無形固定資産の取得による支出	△24,969
貸付けによる支出	△11,300
差入保証金の差入による支出	△85,873
差入保証金の回収による収入	4,469
その他	△3,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	△927,459
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△284,000
長期借入れによる収入	1,250,000
長期借入金の返済による支出	△339,834
社債の発行による収入	920,321
社債の償還による支出	△100,000
配当金の支払額	△12,520
シンジケートローン手数料の支払額	△10,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,423,717
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,626
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	452,161
現金及び現金同等物の期首残高	804,465
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,256,627

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1 社

株式会社A S A P

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社A S A Pを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

建物は定額法（建物付属設備を除く）、その他の固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年 ～ 39年

機械装置及び運搬具 2年 ～ 15年

投資不動産 3年 ～ 20年

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産（建物を除く）については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,275千円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

当社の役員及び従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務見込額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から損益処理することとしております。

また、過去勤務債務は、その発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から損益処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

連結貸借対照表日後に株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【未適用の会計基準等】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

1. 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改訂されました。

2. 適用予定日

平成26年11月期の年度末に係る連結財務諸表から適用いたします。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法の改訂については、平成27年11月期の期首から適用いたします。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及処理いたしません。

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
建物及び構築物	70,386千円
投資不動産	40,620千円
合計	111,006千円

担保付債務

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
短期借入金	392,307千円
1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	40,000千円
1年内返済予定の長期借入金	142,203千円
社債（銀行保証付無担保社債）	440,000千円
長期借入金	377,274千円
合計	1,391,785千円

※ 2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
当座貸越極度の総額	2,050,000千円
借入実行残高	1,050,000千円
差引額	1,000,000千円

※ 3 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
貸出コミットメントラインの総額	650,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	250,000千円

※ 4 実行可能期間付タームローン契約

当社は、設備投資資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
実行可能期間付タームローンの総額	550,000千円
借入実行残高	550,000千円
差引額	－千円

※5 財務制限条項

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日または平成22年11月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額以上であること。
なお、本号①の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期が含まれるものとし、当該決算期における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が本号①に規定する条件を満たさないことが判明した場合には、その時点で借入人が本号①の要件を充足しないものとみなす。
- ② 借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。なお、本号②の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期が含まれるものとし、当該決算期及び平成22年11月に終了する決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上したことが判明した場合には、その時点で借入人が本号②の要件を充足しないものとみなす。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約による借入金残高は、短期借入金400,000千円、1年内返済予定の長期借入金58,928千円及び長期借入金491,071千円であります。

(連結損益計算書関係)

※ 1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
売上原価	14,705千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
広告宣伝費	380,909千円
給料手当	977,248千円
退職給付費用	37,087千円
賃借料	498,905千円
貸倒引当金繰入額	1,830千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	25,040	—	—	25,040

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年2月24日 定時株主総会	普通株式	12,520	500	平成23年11月30日	平成24年2月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年2月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,961	917	平成24年11月30日	平成25年2月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成23年12月 1 日 至 平成24年11月30日)
現金及び預金	1,340,828千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△84,201千円
現金及び現金同等物	1,256,627千円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年11月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3,291千円
減価償却費相当額	3,291千円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	70,420千円
1年超	289,118千円
合計	359,538千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に出店に係る設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、差入保証金があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客や取引先の信用リスクにさらされております。差入保証金については、主に店舗に関する不動産の保証金であり、信用リスクにさらされておりますが、これらの債権については、債権管理担当者が定期的に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金融負債の主なものには、買掛金、短期借入金、未払法人税等、社債、長期借入金があります。買掛金及び未払法人税等については、そのほとんどが2か月以内の支払い期日であります。短期借入金については、主に運転資金の調達であります。社債及び長期借入金については、主に設備投資の調達であります。また、資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスク管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,340,828	1,340,828	—
(2) 売掛金	159,156	159,156	—
(3) 差入保証金	433,333	386,625	△46,708
資産計	1,933,318	1,886,610	△46,708
(1) 買掛金	477,967	477,967	—
(2) 短期借入金	1,450,000	1,450,000	—
(3) 未払法人税等	264,221	264,221	—
(4) 社債(※1)	1,470,000	1,474,004	4,004
(5) 長期借入金(※2)	1,846,363	1,852,468	6,105
負債計	5,508,551	5,518,662	10,110

(※1) 1年以内に期限が到来する社債を含めて表示しております。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期を見積もった上で受取見込額を国債の利回り等適切な指標を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の発行または借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。変動金利の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされている借入については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,327,126	—	—	—
売掛金	159,156	—	—	—
差入保証金	638	13,389	183,318	235,987
合計	1,486,920	13,389	183,318	235,987

(注3) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	530,000	324,996	209,992	305,012	—
長期借入金	364,904	403,309	418,355	300,396	151,911	207,485
合計	464,904	933,309	743,351	510,388	456,923	207,485

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	35,000	5,000	(注)
合計			35,000	5,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用していましたが、平成22年12月より確定給付型企業年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△220,993千円
(2) 年金資産	123,589千円
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△97,403千円
(4) 未認識数理計算上の差異	29,238千円
(5) 未認識過去勤務債務	65,456千円
(6) 退職給付引当金 (3) + (4) + (5)	△2,708千円

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	28,981千円
(2) 利息費用	2,579千円
(3) 期待運用収益	△557千円
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	3,378千円
(5) 過去勤務債務の費用処理額	8,356千円
(6) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	42,738千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率 1.5%

(3) 期待運用収益率 1.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から損益処理することとしております。

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から損益処理することとしております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年10月5日	平成17年10月5日	平成20年9月30日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4 当社従業員96	社外協力者2	当社取締役4 当社従業員44	取引先1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,139	普通株式 130	普通株式 504	普通株式 400
付与日	平成17年10月20日	平成17年10月20日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役及び従業員のいずれかの地位を要する。 また、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めず、特定の権利行使から次回の権利行使までは6ヶ月以上の期間をおかなければならない。	新株予約権者が経営方針等に関し顧問契約、業務委託契約等に基づき当社に助言又は当社が業務委託する当社顧問のいずれかの地位を要する。 また、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めず、特定の権利行使から次回の権利行使までは6ヶ月以上の期間をおかなければならない。	新株予約権者が当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員等または顧問等のいずれかの地位にあることを要する。	
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	平成19年10月21日から平成27年10月5日まで	平成19年10月21日から平成29年10月19日まで	平成22年10月1日から平成30年9月30日まで	平成20年10月1日から平成30年9月30日まで

	第 6 回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成24年 3 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員36
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 433
付与日	平成24年 3 月30日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役、監査役及び従業員ならびに当社関係会社の役員等または顧問等のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めはない
権利行使期間	平成26年 4 月 1 日から平成34年 3 月29日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年10月5日	平成17年10月5日	平成20年9月30日	平成20年9月30日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	877	130	487	400
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	162	—	66	—
未行使残	715	130	421	400

	第6回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成24年3月30日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	433
失効	—
権利確定	—
未確定残	433
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前連結会計年度末については提出会社の前事業年度末の数値を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年10月5日	平成17年10月5日	平成20年9月30日	平成20年9月30日
権利行使価格（円）	25,000	25,000	25,000	25,000
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第6回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	平成24年3月30日
権利行使価格（円）	45,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は非上場であるため、付与日における公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産価額方式により算定しております。

なお、当連結会計年度末における本源的価値の合計額は、0円であります。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
繰延税金資産	
減価償却費	50,509千円
未払費用	49,048千円
資産除去債務	38,353千円
未払事業税	21,659千円
たな卸資産	5,750千円
退職給付引当金	1,058千円
その他	1,565千円
繰延税金資産小計	167,946千円
評価性引当額	△22,430千円
繰延税金資産合計	145,515千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△21,147千円
繰延税金負債合計	△21,147千円
繰延税金資産の純額	124,368千円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
流動資産－繰延税金資産	77,458千円
固定資産－繰延税金資産	46,909千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年11月30日)
法定実効税率	41.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税均等割額	0.5%
教育研修費等の税額控除額	△0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4%
評価性引当額の増減	0.7%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41.6%から、平成24年12月1日に開始する連結会計年度から平成26年12月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については39.1%に、平成27年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、36.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,547千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	74,075千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	37,580千円
時の経過による調整額	1,249千円
資産除去債務の履行による減少額	△8,626千円
期末残高	104,278千円

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者	広田靖治	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 41.0	債務被保証	地代家賃に対する債務被保証 (注) 2	150,176	—	—
							オークション仕入に対する債務被保証 (注) 3	265,911	—	—
	広田英子	—	—	当社代表取締役社長の母	(被所有) —	債務被保証	オークション仕入に対する債務被保証 (注) 3	195,641	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 店舗の地代家賃について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払はありません。

3. 中古車オークションにおける仕入債務について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
1株当たり純資産額	670円91銭
1株当たり当期純利益金額	193円10銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年3月5日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、連結貸借対照表日後に行った株式分割は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額(千円)	483,512
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	483,512
普通株式の期中平均株式数(株)	2,504,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 5種類(新株予約権の数2,099個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付で、株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式を分割し、100株を1単位とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 発行可能株式総数の増加

平成25年3月5日をもって当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を9,915,840株増加させ、10,016,000株といたしました。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割及び単元株制度採用の時期

平成25年3月5日を効力発生日としております。

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響は該当箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)	
当座貸越の総額	2,250,000千円
借入実行残高	2,050,000千円
差引額	200,000千円

※ 2 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)	
貸出コミットメントラインの総額	650,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	－千円

※ 3 財務制限条項

当第1四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日または平成22年11月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。なお、本号①の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額が本号①に規定する条件を満たさないことが判明した場合には、その時点で本号①の要件を充足しないものとみなす。
- ② 借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。なお、本号②の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期及び平成22年11月に終了する決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、連続して経常損失が計上されたことが判明した場合には、その時点で本号②の要件を充足しないものとみなす。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、当第一四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約による借入金残高は、短期借入金650,000千円、1年内返済予定の長期借入金78,571千円及び長期借入金471,428千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)	
減価償却費	63,310千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月26日 定時株主総会	普通株式	22,961	917	平成24年11月30日	平成25年2月27日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	48円86銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	122,336
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	122,336
普通株式の期中平均株式数(株)	2,504,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 当社は、平成25年3月5日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付で、株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式を分割し、100株を1単位とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 発行可能株式総数の増加

平成25年3月5日をもって当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を9,915,840株増加させ、10,016,000株といたしました。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割及び単元株制度採用の時期

平成25年3月5日を効力発生日としております。

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響は該当箇所に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】平成24年11月30日現在

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ネクステージ	第3回無担保社債	平成17年 9月30日	20,000	—	0.840	無担保社債	平成24年 9月28日
株式会社 ネクステージ	第5回無担保社債	平成21年 2月25日	200,000	200,000	1.300	無担保社債	平成26年 2月25日
株式会社 ネクステージ	第6回無担保社債	平成21年 3月31日	100,000	60,000 (40,000)	1.070	無担保社債	平成26年 3月31日
株式会社 ネクステージ	第7回無担保社債	平成21年 7月29日	60,000	40,000 (20,000)	0.990	無担保社債	平成26年 7月25日
株式会社 ネクステージ	第8回無担保社債	平成23年 3月25日	100,000	100,000	0.870	無担保社債	平成26年 3月25日
株式会社 ネクステージ	第9回無担保社債	平成23年 3月31日	150,000	150,000	0.720	無担保社債	平成26年 3月31日
株式会社 ネクステージ	第10回無担保社債	平成24年 1月10日	—	200,000	0.770	無担保社債	平成27年 1月9日
株式会社 ネクステージ	第11回無担保社債	平成24年 1月10日	—	180,000 (40,000)	0.780	無担保社債	平成29年 1月10日
株式会社 ネクステージ	第12回無担保社債	平成24年 6月25日	—	200,000	0.840	無担保社債	平成29年 6月23日
株式会社 ネクステージ	第13回無担保社債	平成24年 6月29日	—	340,000	0.690	無担保社債	平成29年 6月29日
合計	—	—	630,000	1,470,000 (100,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000	530,000	324,996	209,992	305,012

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,734,000	1,450,000	0.57	—
1年以内に返済予定の長期借入金	283,212	364,904	0.79	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	652,985	1,481,458	0.79	平成25年～平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,670,197	3,296,363	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	403,309	418,355	300,396	151,911

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第15期第2四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年5月31日まで）の経営成績の概要及び当該第2四半期連結会計期間末の財政状態の概要は以下のとおりであります。

なお、当該第2四半期連結累計期間の経営成績及び当該第2四半期連結会計期間末の財政状態について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューは終了しておらず、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

また、以下の金額以外の金額につきましては、現時点で算出することが困難であるため記載しておりません。

①当第2四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年5月31日まで）の経営成績の概要

区分	当第2四半期連結累計期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）	（参考）前連結会計年度 （自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）
売上高（千円）	18,297,606	28,319,508
売上総利益（千円）	2,915,350	4,684,881

②当第2四半期連結会計期間末（平成25年5月31日現在）の財政状態の概要（主要な資産・負債の変動）

区分	当第2四半期連結会計期間末 平成25年5月31日現在	（参考）前連結会計年度 平成24年11月30日現在
現金及び預金（千円）	1,786,987	1,340,828
商品（千円）	4,623,938	4,076,534
有形固定資産（千円）	1,755,109	1,318,290
無形固定資産（千円）	133,561	109,797
短期借入金（千円）	2,552,250	1,450,000
1年内償還予定の社債（千円）	550,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金（千円）	408,331	364,904
社債（千円）	807,000	1,370,000
長期借入金（千円）	1,643,172	1,481,458

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	821,665	1,326,873
売掛金	78,175	159,157
商品	3,083,800	4,076,534
仕掛品	1,532	2,559
貯蔵品	59,835	43,219
前渡金	1,856	1,478
前払費用	57,860	75,778
繰延税金資産	65,727	77,458
その他	76,791	78,814
貸倒引当金	△1,097	△2,296
流動資産合計	4,246,149	5,839,580
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,044,574	1,416,640
減価償却累計額	△473,256	△585,862
建物（純額）	※1 571,317	※1 830,777
構築物	244,097	301,891
減価償却累計額	△151,016	△172,280
構築物（純額）	93,081	129,611
機械及び装置	50,286	78,427
減価償却累計額	△22,699	△27,810
機械及び装置（純額）	27,586	50,617
車両運搬具	133,429	91,654
減価償却累計額	△116,367	△61,091
車両運搬具（純額）	17,062	30,563
工具、器具及び備品	167,254	210,748
減価償却累計額	△143,049	△165,769
工具、器具及び備品（純額）	24,205	44,978
建設仮勘定	10,817	228,021
有形固定資産合計	744,071	1,314,570
無形固定資産		
ソフトウェア	5,519	13,109
ソフトウェア仮勘定	83,597	95,872
その他	30	816
無形固定資産合計	89,147	109,797

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
投資その他の資産		
関係会社株式	—	8,000
出資金	430	620
長期貸付金	19,817	25,984
長期前払費用	11,656	20,014
繰延税金資産	62,692	46,909
差入保証金	351,929	433,325
投資不動産	119,860	119,860
減価償却累計額	△48,488	△53,162
投資不動産（純額）	※1 71,372	※1 66,698
その他	37,928	42,112
投資その他の資産合計	555,826	643,664
固定資産合計	1,389,045	2,068,032
資産合計	5,635,194	7,907,612
負債の部		
流動負債		
買掛金	341,121	482,586
短期借入金	※1, ※2 1,734,000	※1, ※2, ※3, ※5 1,450,000
1年内償還予定の社債	80,000	※1 100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 283,212	※1, ※4, ※5 364,904
未払金	56,300	79,924
未払費用	158,273	217,379
未払法人税等	179,835	262,237
未払消費税等	—	25,334
前受金	216,676	191,241
預り金	45,867	79,198
前受収益	2,064	2,064
流動負債合計	3,097,351	3,254,871
固定負債		
社債	※1 550,000	※1 1,370,000
長期借入金	※1 652,985	※1, ※4, ※5 1,481,458
退職給付引当金	32,419	2,708
資産除去債務	74,075	104,278
その他	19,410	19,460
固定負債合計	1,328,890	2,977,904
負債合計	4,426,241	6,232,776

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	133,000	133,000
その他資本剰余金	53,000	53,000
資本剰余金合計	186,000	186,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	922,953	1,388,836
利益剰余金合計	922,953	1,388,836
株主資本合計	1,208,953	1,674,836
純資産合計	1,208,953	1,674,836
負債純資産合計	5,635,194	7,907,612

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
売上高	21,042,089	28,319,508
売上原価		
商品及び貯蔵品期首たな卸高	2,287,116	3,143,636
当期商品及び貯蔵品仕入高	17,401,819	23,646,279
合計	19,688,936	26,789,916
商品及び貯蔵品期末たな卸高	3,143,636	4,119,754
他勘定受入高	※2 902,527	※2 1,105,204
他勘定振替高	※3 158,845	※3 129,441
商品売上原価	※1 17,288,981	※1 23,645,924
売上総利益	3,753,107	4,673,584
販売費及び一般管理費	※4 3,002,460	※4 3,783,352
営業利益	750,647	890,232
営業外収益		
受取利息	742	2,533
受取家賃	23,698	23,588
受取保険金	5,653	12,313
補助金収入	—	14,890
その他	13,820	15,260
営業外収益合計	43,915	68,586
営業外費用		
支払利息	26,210	32,661
賃貸原価	21,982	21,363
社債発行費	4,055	19,678
支払手数料	—	10,682
その他	5,257	6,301
営業外費用合計	57,506	90,686
経常利益	737,055	868,132
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,312	—
前受金取崩益	※5 56,142	—
特別利益合計	57,454	—
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	27,363	—
その他	94	—
特別損失合計	27,457	—
税引前当期純利益	767,052	868,132
法人税、住民税及び事業税	244,047	385,677
法人税等調整額	104,201	4,052
法人税等合計	348,249	389,729
当期純利益	418,803	478,403

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年12月 1 日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月 1 日 至 平成24年11月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	133,000	133,000
当期末残高	133,000	133,000
その他資本剰余金		
当期首残高	53,000	53,000
当期末残高	53,000	53,000
資本剰余金合計		
当期首残高	186,000	186,000
当期末残高	186,000	186,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	504,149	922,953
当期変動額		
剰余金の配当	—	△12,520
当期純利益	418,803	478,403
当期変動額合計	418,803	465,883
当期末残高	922,953	1,388,836
利益剰余金合計		
当期首残高	504,149	922,953
当期変動額		
剰余金の配当	—	△12,520
当期純利益	418,803	478,403
当期変動額合計	418,803	465,883
当期末残高	922,953	1,388,836
株主資本合計		
当期首残高	790,149	1,208,953
当期変動額		
剰余金の配当	—	△12,520
当期純利益	418,803	478,403
当期変動額合計	418,803	465,883
当期末残高	1,208,953	1,674,836
純資産合計		
当期首残高	790,149	1,208,953
当期変動額		
剰余金の配当	—	△12,520
当期純利益	418,803	478,403
当期変動額合計	418,803	465,883
当期末残高	1,208,953	1,674,836

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成22年12月 1 日 至 平成23年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	767,052
減価償却費	166,492
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,532
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△22,743
受取利息及び受取配当金	△746
支払利息	26,210
社債発行費	4,055
為替差損益 (△は益)	2,716
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	27,363
売上債権の増減額 (△は増加)	67,373
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△856,415
仕入債務の増減額 (△は減少)	45,766
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△49,223
未払金の増減額 (△は減少)	△35,038
前受金の増減額 (△は減少)	△192,449
その他	34,673
小計	△16,443
利息及び配当金の受取額	746
利息の支払額	△26,218
法人税等の支払額	△89,541
営業活動によるキャッシュ・フロー	△131,457
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△15,300
定期預金の払戻による収入	15,600
有形固定資産の取得による支出	△70,419
無形固定資産の取得による支出	△80,972
貸付けによる支出	△900
差入保証金の差入による支出	△71,322
差入保証金の回収による収入	1,696
その他	△3,666
投資活動によるキャッシュ・フロー	△225,284
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	539,700
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	△252,714
社債の発行による収入	245,944
社債の償還による支出	△340,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	492,930
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,716
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	133,471
現金及び現金同等物の期首残高	670,993
現金及び現金同等物の期末残高	※ 804,465

【重要な会計方針】

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

建物は定額法（建物付属設備を除く）、その他の固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年	～	39年
構築物	10年	～	20年
機械及び装置	5年	～	15年
車両運搬具	2年	～	6年
工具、器具及び備品	2年	～	20年
投資不動産	3年	～	20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務見込額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から損益処理することとしております。

また、過去勤務債務は、その発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生事業年度から損益処理することとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成23年12月 1 日 至 平成24年11月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

建物は定額法（建物付属設備を除く）、その他の固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8 年	～	39年
構築物	10年	～	20年
機械及び装置	5 年	～	15年
車両運搬具	2 年	～	6 年
工具、器具及び備品	2 年	～	20年
投資不動産	3 年	～	20年

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産（建物を除く）については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,275千円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務見込額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から損益処理することとしております。

また、過去勤務債務は、その発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生事業年度から損益処理することとしております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ9,511千円、税引前当期純利益は36,874千円減少しております。

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成24年11月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

平成23年12月1日に開始する事業年度（翌事業年度）より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

翌事業年度の貸借対照表日後に株式分割を行いました。が、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

貸借対照表日後に株式分割を行いました。が、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、これによる影響については「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
建物	78,628千円	70,386千円
投資不動産	40,620千円	40,620千円
合計	119,248千円	111,006千円

担保付債務

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
短期借入金	410,000千円	392,307千円
1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	－千円	40,000千円
1年内返済予定の長期借入金	163,320千円	142,203千円
社債（銀行保証付無担保社債）	100,000千円	440,000千円
長期借入金	269,478千円	377,274千円
合計	942,798千円	1,391,785千円

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
当座貸越極度額の総額	2,000,000千円	2,050,000千円
借入実行残高	1,700,000千円	1,050,000千円
差引額	300,000千円	1,000,000千円

※3 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結して

おります。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
貸出コミットメントラインの総額	－千円	650,000千円
借入実行残高	－千円	400,000千円
差引額	－千円	250,000千円

※4 実行可能期間付タームローン契約

当社は、設備投資資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
実行可能期間付タームローンの総額	－千円	550,000千円
借入実行残高	－千円	550,000千円
差引額	－千円	－千円

※5 財務制限条項

当事業年度末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日または平成22年11月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上の金額以上であること。
なお、本号①の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期が含まれるものとし、当該決算期における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が本号①に規定する条件を満たさないことが判明した場合には、その時点で借入人が本号①の要件を充足しないものとみなす。
- ② 借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。なお、本号②の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期が含まれるものとし、当該決算期及び平成22年11月に終了する決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ経常損失を計上したことが判明した場合には、その時点で借入人が本号②の要件を充足しないものとみなす。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、当事業年度末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約による借入金残高は、短期借入金400,000千円、1年内返済予定の長期借入金58,928千円及び長期借入金491,071千円であります。

(損益計算書関係)

※ 1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
商品売上原価	24,665千円	14,706千円

※ 2 他勘定受入高の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
サービス部門人件費	147,183千円	243,277千円
整備外注費	749,879千円	858,804千円
その他	5,465千円	3,122千円
合計	902,527千円	1,105,204千円

※ 3 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
車両運搬具への振替	5,569千円	39,305千円
販売費及び一般管理費への振替	153,276千円	90,136千円
合計	158,845千円	129,441千円

※ 4 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
広告宣伝費	278,483千円	379,687千円
給料手当	787,007千円	976,182千円
退職給付費用	33,548千円	37,087千円
賃借料	380,868千円	498,614千円
貸倒引当金繰入額	一千円	1,830千円
減価償却費	161,081千円	190,175千円
おおよその割合		
販売費	22%	24%
一般管理費	78%	76%

※ 5 顧客との間で締結した車輛メンテナンス保証契約について債務引渡を行ったことに伴い、顧客からの前受金と債務引渡による支払額との差額を取崩したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	25,040	—	—	25,040

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年2月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,520	500	平成23年11月30日	平成24年2月27日

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
現金及び預金	821,665千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△17,200千円
現金及び現金同等物	804,465千円

(注) 当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

(リース取引関係)

前事業年度 (平成23年11月30日)

リース取引開始日が平成20年11月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
車両運搬具	13,434	12,315	1,119
工具、器具及び備品	10,860	8,688	2,172
合計	24,294	21,003	3,291

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	3,291千円
1年超	—千円
合計	3,291千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	6,105千円
減価償却費相当額	6,105千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	45, 220千円
1 年超	309, 138千円
合計	354, 358千円

当事業年度（平成24年11月30日）

リース取引開始日が平成20年11月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3, 291千円
減価償却費相当額	3, 291千円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	70, 420千円
1 年超	289, 118千円
合計	359, 538千円

(金融商品関係)

前事業年度（平成23年11月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に支店に係る設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、差入保証金があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客や取引先の信用リスクにさらされておりますが、差入保証金については、主に店舗に関する不動産の保証金であり、信用リスクにさらされておりますが、これらの債権については、債権管理担当者が定期的に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金融負債の主なものには、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、社債、長期借入金があります。買掛金、未払金及び未払法人税等については、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。短期借入金については、主に運転資金の調達であります。社債及び長期借入金については、主に設備投資の調達であります。また、資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスク管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	821,665	821,665	—
(2) 売掛金	78,175	78,175	—
(3) 差入保証金	351,929	308,512	△43,417
資産計	1,251,771	1,208,353	△43,417
(1) 買掛金	341,121	341,121	—
(2) 短期借入金	1,734,000	1,734,000	—
(3) 未払金	56,300	56,300	—
(4) 未払法人税等	179,835	179,835	—
(5) 社債(※1)	630,000	635,612	5,612
(6) 長期借入金(※2)	936,197	936,767	570
負債計	3,877,454	3,883,638	6,183

(※1) 1年以内に期限が到来する社債を含めて表示しております。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期を見積もった上で受取見込額を国債の利回り等適切な指標を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の発行または借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。変動金利の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされている借入については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	808,618	—	—	—
売掛金	78,175	—	—	—
差入保証金	—	—	168,013	183,917
合計	886,794	—	168,013	183,917

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	80,000	60,000	490,000	—	—	—
長期借入金	283,212	246,024	204,888	160,036	42,037	—
合計	363,212	306,024	694,888	160,036	42,037	—

当事業年度（平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

（有価証券関係）

当事業年度（平成24年11月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は8,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成23年11月30日）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超（千円）	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	75,000	35,000	(注)
合計			75,000	35,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度（平成23年11月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年12月より確定給付型企业年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△171,935千円
(2) 年金資産	55,718千円
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△116,217千円
(4) 未認識数理計算上の差異	9,984千円
(5) 未認識過去勤務債務	73,813千円
(6) 退職給付引当金 (3) + (4) + (5)	△32,419千円

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	23,845千円
(2) 利息費用	2,067千円
(3) 期待運用収益	一千円
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	1,115千円
(5) 過去勤務債務の費用処理額	8,356千円
(6) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	35,384千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率 1.5%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から損益処理することとしております。

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の役員及び従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生事業年度から損益処理することとしております。

当事業年度（平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成17年10月5日	平成17年10月5日	平成20年9月30日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（人）	当社取締役4 当社従業員96	社外協力者2	当社取締役4 当社従業員44	取引先1
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 1,139	普通株式 130	普通株式 504	普通株式 400
付与日	平成17年10月20日	平成17年10月20日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締役及び従業員のいずれかの地位を要する。 また、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めず、特定の権利行使から次回の権利行使までは6ヶ月以上の期間をおかななければならない。	新株予約権者が経営方針等に関し顧問契約、業務委託契約等に基づき当社に助言又は当社が業務委託する当社顧問のいずれかの地位を要する。 また、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めず、特定の権利行使から次回の権利行使までは6ヶ月以上の期間をおかななければならない。	新株予約権者が当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員等または顧問等のいずれかの地位にあることを要する。	
対象勤務期間	定めはない	定めはない	定めはない	定めはない
権利行使期間	平成19年10月21日から平成27年10月5日まで	平成19年10月21日から平成29年10月19日まで	平成22年10月1日から平成30年9月30日まで	平成20年10月1日から平成30年9月30日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成17年10月5日	平成17年10月5日	平成20年9月30日	平成20年9月30日
権利確定前（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前事業年度末	881	130	493	400
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	4	—	6	—
未行使残	877	130	487	400

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成17年10月5日	平成17年10月5日	平成20年9月30日	平成20年9月30日
権利行使価格（円）	25,000	25,000	25,000	25,000
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は非上場であるため、付与日における公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産価額方式により算定しております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額は、0円であります。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
繰延税金資産		
減価償却費	53,129千円	50,509千円
未払費用	38,412千円	49,048千円
資産除去債務	31,030千円	38,353千円
未払事業税	15,795千円	21,659千円
たな卸資産	10,332千円	5,750千円
退職給付引当金	13,580千円	1,058千円
その他	1,374千円	1,565千円
繰延税金資産小計	163,655千円	167,946千円
評価性引当額	△19,652千円	△22,430千円
繰延税金資産合計	144,003千円	145,515千円
繰延税金負債		
資産除去費用	△15,583千円	△21,147千円
繰延税金負債合計	△15,583千円	△21,147千円
繰延税金資産の純額	128,420千円	124,368千円

（注）前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
流動資産－繰延税金資産	65,727千円	77,458千円
固定資産－繰延税金資産	62,692千円	46,909千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年11月30日)	当事業年度 (平成24年11月30日)
法定実効税率	41.8%	41.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.6%
住民税均等割額	0.4%	0.4%
教育研修費等の税額控除額	△0.1%	△0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－%	1.4%
評価性引当額の増減	2.5%	0.6%
その他	0.2%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.4%	44.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（平成23年11月30日）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41.6%から、平成24年12月1日に開始する事業年度から平成26年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については39.1%に、平成27年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、36.7%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,058千円減少し、法人税等調整額は同額増加することになります。

当事業年度（平成24年11月30日）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41.6%から、平成24年12月1日に開始する事業年度から平成26年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については39.1%に、平成27年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、36.7%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,547千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（平成23年11月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 (注)	53,633千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,443千円
時の経過による調整額	998千円
期末残高	74,075千円

(注) 「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

当事業年度(平成24年11月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	74,075千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	37,580千円
時の経過による調整額	1,249千円
資産除去債務の履行による減少額	△8,626千円
期末残高	104,278千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

当社は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	広田靖治	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 83.2	債務被保証	当社借入債務に対する債務被保証 (注) 1, 3	2,698,497	—	—
							地代家賃に対する債務被保証 (注) 1, 4	277,196	—	—
							オークション仕入に対する債務被保証 (注) 1, 5	189,045	—	—
	広田良弘	—	—	当社代表取締役社長の兄	(被所有) —	販売車輛の整備外注	外注費の支払 (注) 2, 6	18,984	買掛金	1,485
	広田英子	—	—	当社代表取締役社長の母	(被所有) —	債務被保証	オークション仕入に対する債務被保証 (注) 1, 5	105,476	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 銀行からの借入について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払はありません。
4. 店舗の地代家賃について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払はありません。
5. 中古車オークションにおける仕入債務について、債務保証を受けているものであります。なお、保証料の支払はありません。
6. 取引条件については、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日）

当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、当事業年度については連結財務諸表の注記として記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
1株当たり純資産額	482円81銭	668円86銭
1株当たり当期純利益金額	167円25銭	191円06銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年3月5日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成24年11月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

平成23年12月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	48,280円89銭
1株当たり当期純利益金額	16,725円39銭

当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	48,280円89銭
1株当たり当期純利益金額	16,725円39銭

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	当事業年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	418,803	478,403
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	418,803	478,403
普通株式の期中平均株式数(株)	2,504,000	2,504,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,894個)。	新株予約権5種類(新株予約権の数2,099個)。 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付で、株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式を分割し、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 発行可能株式総数の増加

平成25年3月5日をもって当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を9,915,840株増加させ、10,016,000株といたしました。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割及び単元株制度採用の時期

平成25年3月5日を効力発生日としております。

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に記載しております。

⑤ 【附属明細表】（平成24年11月30日現在）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,044,574	382,497	10,432	1,416,640	585,862	114,068	830,777
構築物	244,097	57,793	—	301,891	172,280	21,263	129,611
機械及び装置	50,286	30,891	2,750	78,427	27,810	6,931	50,617
車両運搬具	133,429	41,403	83,178	91,654	61,091	20,209	30,563
工具、器具及び備品	167,254	44,757	1,263	210,748	165,769	23,383	44,978
建設仮勘定	10,817	217,203	—	228,021	—	—	228,021
有形固定資産計	1,650,460	774,547	97,623	2,327,384	1,012,814	185,856	1,314,570
無形固定資産							
ソフトウェア	14,345	11,895	—	26,240	13,131	4,305	13,109
ソフトウェア仮勘定	83,597	12,274	—	95,872	—	—	95,872
その他	30	800	—	830	13	13	816
無形固定資産計	97,973	24,969	—	122,942	13,144	4,319	109,797
投資その他の資産							
長期前払費用	11,656	14,726	6,368	20,014	—	—	20,014
投資不動産	119,860	—	—	119,860	53,162	4,673	66,698
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新規出店による増加		
	神戸西（ＳＵＶ・ミニバン）	86,431	千円
	クラスポ蒲郡（アラカルト）	129,081	千円
建設仮勘定	来期出店による増加		
	町田店（ＳＵＶ・ミニバン）	216,270	千円
車両運搬具	商品への振替による減少	83,178	千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,097	1,910	391	321	2,296

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成24年11月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	13,555
預金	
普通預金	1,199,116
定期預金	114,201
計	1,313,317
合計	1,326,873

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社R & W	39,587
豊田通商株式会社	9,052
三菱UFJニコス株式会社	8,884
株式会社セディナ	3,383
株式会社ユー・エス・エス	2,795
その他	95,454
合計	159,157

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$
78,175	12,558,944	12,477,962	159,157	98.7	3.4

③ 商品

区分	金額(千円)
車輛	4,076,534
合計	4,076,534

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
整備原価	2,559
合計	2,559

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
部品	38,896
消耗品	4,323
合計	43,219

⑥ 差入保証金

区分	金額(千円)
店舗・事務所等賃借保証金	394,022
その他	39,302
合計	433,325

⑦ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ユー・エス・エス	195,641
株式会社シーエーエー	34,504
株式会社ジェイ・エー・エー	16,608
イスコジャパン株式会社	12,171
パイオニア販売株式会社	10,553
その他	213,107
合計	482,586

⑧ 短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社大垣共立銀行	361,538
株式会社商工組合中央金庫	242,307
株式会社りそな銀行	150,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	123,076
株式会社名古屋銀行	111,538
株式会社百五銀行	111,538
その他	350,000
合計	1,450,000

⑨ 社債

区分	金額(千円)
第５回無担保社債	200,000
第６回無担保社債	20,000
第７回無担保社債	20,000
第８回無担保社債	100,000
第９回無担保社債	150,000
第10回無担保社債	200,000
第11回無担保社債	140,000
第12回無担保社債	200,000
第13回無担保社債	340,000
合計	1,370,000

(注) 発行年月日、利率等については、「第５経理の状況」「１連結財務諸表等」「(1)連結財務諸表」「⑤連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

⑩ 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	478,571
株式会社商工組合中央金庫	293,928
株式会社愛知銀行	175,270
株式会社十六銀行	143,369
株式会社名古屋銀行	89,285
その他	301,033
合計	1,481,458

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から11月30日まで
定時株主総会	毎年2月
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただしやむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載を行う。 公告掲載URL http://www.nextage.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年5月1日	広田靖治	名古屋市千種区	当社代表取締役社長	ネクステージ従業員持株会	名古屋市東区葵一丁目26番8号	従業員持株会	568	25,560,000 (45,000)	所有者の事情による
平成24年8月15日	三ツ村章治	名古屋市天白区	当社元従業員	安藤弘志	愛知県日進市	特別利害関係者等(当社取締役)	40	1,800,000 (45,000)	所有者の事情による
平成24年11月20日	広田靖治	名古屋市千種区	当社代表取締役社長	株式会社S MN 代表取締役 広田貴子	名古屋市千種区星が丘元町12番21号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	10,000	450,000,000 (45,000)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成22年12月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- 純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成25年2月7日開催の取締役会決議により、平成25年3月5日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の移動株数、価格（単価）は、株式分割前の数値で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成24年3月30日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 433株
発行価格	45,000円
資本組入額	22,500円
発行価額の総額	19,485,000円
資本組入額の総額	9,742,500円
発行方法	平成24年3月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成24年11月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第6回新株予約権
行使時の払込金額	45,000円
行使期間	平成26年4月1日から 平成34年3月29日まで
行使の条件	①新株予約権者が当社の取締役及び従業員並びに当社関係会社の役員または顧問等のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由ある場合はこの限りではない。 ②新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は認めない。

5. 平成25年2月7日開催の取締役会決議により、平成25年3月5日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格及び資本組入額は分割前の数値を記載しております。
6. 退職により従業員1名5株分（分割前）は権利を喪失しております。

2 【取得者の概況】

第6回新株予約権 平成24年3月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田中 一栄	愛知県瀬戸市	会社役員	100	4,500,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
安藤 弘志	愛知県日進市	会社役員	100	4,500,000 (45,000)	(当社取締役) 特別利害関係者等 (当社の大株主上位 10名)
安藤 滋一	愛知県名古屋市中区	会社員	20	900,000 (45,000)	当社従業員
木村 洋介	愛知県名古屋市中区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
櫻井 章裕	愛知県岡崎市	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
西脇 裕史	兵庫県神戸市中央区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
鈴木 伸吾	愛知県豊川市	会社員	8	360,000 (45,000)	当社従業員
横地 秀樹	埼玉県さいたま市中央区	会社員	8	360,000 (45,000)	当社従業員
山中 学	愛知県瀬戸市	会社員	7	315,000 (45,000)	当社従業員
濱田 亮	愛知県尾張旭市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
長谷川 泰司	愛知県名古屋市中山区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
横井 昭博	愛知県岡崎市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
久田 尚治	愛知県名古屋市中山区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
加藤 隆太郎	愛知県日進市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
長田 俊規	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
加藤 宏輝	愛知県春日井市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
原 奨	愛知県日進市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
山口 慎也	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
吉川 智之	愛知県小牧市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
大林 直人	愛知県一宮市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
山下 雄貴	愛知県春日井市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
小村 武一	三重県桑名市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
江藤 良次	愛知県小牧市	会社役員	5	225,000 (45,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
山本 春樹	兵庫県神戸市西区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
細江 幸平	兵庫県尼崎市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
築地 剛輔	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
大見 皓平	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
磯崎 行雄	愛知県瀬戸市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
水野 良祐	福岡県福岡市中央区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
文字 隆	愛知県清須市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
東上 洋士	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
宮河 一郎	大阪府豊中市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
永野 良平	岐阜県岐阜市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
馬場 成彦	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
南 智行	埼玉県さいたま市桜区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
小谷 明史	愛知県日進市	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
植里 公博	愛知県名古屋市中川区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員
北井 茂行	愛知県名古屋市中区	会社員	5	225,000 (45,000)	当社従業員

(注) 1. 退職により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成25年2月7日開催の取締役会決議により、平成25年3月5日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格（単価）は株式分割前の数値で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
広田 靖治 ※1, 2	愛知県名古屋市中区千種区	1, 027, 200	37. 87
株式会社SMN ※1, 6	愛知県名古屋市中区千種区星が丘元町 12番21号	1, 000, 000	36. 87
ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合 ※1	愛知県名古屋市中区栄一丁目11番 4号	400, 000	14. 75
ネクステージ従業員持株会 ※1	愛知県名古屋市中区東区葵一丁目26番 8号	56, 800	2. 09
ティー・ハンズオンインベストメント株式会社	愛知県名古屋市中区栄一丁目11番 4号	40, 000 (40, 000)	1. 47 (1. 47)
田中 一栄 ※1, 3	愛知県瀬戸市	26, 000 (22, 000)	0. 96 (0. 81)
井野 貴文 ※1, 5	愛知県名古屋市中区東区	24, 000 (20, 000)	0. 88 (0. 74)
磯貝 哲也 ※1, 5	愛知県名古屋市中区緑区	24, 000 (20, 000)	0. 88 (0. 74)
安藤 弘志 ※1, 3	愛知県日進市	24, 000 (20, 000)	0. 88 (0. 74)
細野 順三	愛知県名古屋市中区千種区	10, 000 (10, 000)	0. 37 (0. 37)
比田勝 重治 ※5	愛知県名古屋市中区北区	5, 000 (5, 000)	0. 18 (0. 18)
木村 洋介 ※5	愛知県名古屋市中区西区	4, 500 (4, 500)	0. 17 (0. 17)
濱田 亮 ※5	愛知県尾張旭市	4, 000 (4, 000)	0. 15 (0. 15)
f r e e b a l a n c e株式会社 ※1	愛知県名古屋市中区栄三丁目23番24 号	4, 000	0. 15
櫻井 章裕 ※5	愛知県岡崎市	3, 500 (3, 500)	0. 13 (0. 13)
安藤 滋一 ※5	愛知県名古屋市中区昭和区	3, 500 (3, 500)	0. 13 (0. 13)
江藤 良次 ※4	愛知県小牧市	3, 500 (3, 500)	0. 13 (0. 13)
丹羽 喜裕	愛知県名古屋市中区緑区	3, 000 (3, 000)	0. 11 (0. 11)
金子 彰宏	愛知県尾張旭市	3, 000 (3, 000)	0. 11 (0. 11)
長谷川 泰司 ※5	愛知県名古屋市中区守山区	3, 000 (3, 000)	0. 11 (0. 11)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
秋葉 弘樹 ※5	愛知県安城市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
土屋 勇太 ※5	神奈川県綾瀬市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
藤田 直哉 ※5	福岡県大野城市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
加藤 隆太郎 ※5	愛知県日進市	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
山口 慎也 ※5	愛知県名古屋市緑区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
三浦 聡和 ※5	愛知県安城市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
西脇 裕史 ※5	愛知県名古屋市西区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
吉川 智之 ※5	福岡県大野城市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
小村 武一 ※5	三重県桑名市	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
横井 昭博 ※5	愛知県岡崎市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
加藤 宏輝 ※5	福岡県福岡市博多区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
鈴木 伸吾 ※5	愛知県豊川市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
山下 雄貴 ※5	愛知県春日井市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
山中 学 ※5	愛知県瀬戸市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
久田 尚治 ※5	愛知県名古屋市守山区	800 (800)	0.03 (0.03)
横地 秀樹 ※5	埼玉県さいたま市中央区	800 (800)	0.03 (0.03)
長田 俊規 ※5	愛知県名古屋市昭和区	700 (700)	0.03 (0.03)
原 奨 ※5	岐阜県岐阜市	600 (600)	0.02 (0.02)
大林 直人 ※5	愛知県一宮市	600 (600)	0.02 (0.02)
松原 郁恵 ※5	愛知県名古屋市天白区	500 (500)	0.02 (0.02)
松井 充 ※5	愛知県瀬戸市	500 (500)	0.02 (0.02)
小村 純 ※5	愛知県名古屋市西区	500 (500)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
今尾 明宏 ※5	岐阜県岐阜市	500 (500)	0.02 (0.02)
新美 真吾 ※5	愛知県名古屋市守山区	500 (500)	0.02 (0.02)
武市 充博 ※5	愛知県名古屋市名東区	500 (500)	0.02 (0.02)
宮崎 友幸 ※5	愛知県愛西市	500 (500)	0.02 (0.02)
山本 春樹 ※5	兵庫県神戸市西区	500 (500)	0.02 (0.02)
野中 美志 ※5	愛知県長久手市	500 (500)	0.02 (0.02)
細江 幸平 ※5	兵庫県尼崎市	500 (500)	0.02 (0.02)
築地 剛輔 ※5	千葉県千葉市稲毛区	500 (500)	0.02 (0.02)
大見 皓平 ※5	神奈川県大和市	500 (500)	0.02 (0.02)
磯崎 行雄 ※5	愛知県瀬戸市	500 (500)	0.02 (0.02)
水野 良祐 ※5	愛知県名古屋市天白区	500 (500)	0.02 (0.02)
文字 隆 ※5	愛知県名古屋市名東区	500 (500)	0.02 (0.02)
東上 洋士 ※5	愛知県名古屋市西区	500 (500)	0.02 (0.02)
宮河 一郎 ※5	千葉県千葉市稲毛区	500 (500)	0.02 (0.02)
永野 良平 ※5	岐阜県岐阜市	500 (500)	0.02 (0.02)
馬場 成彦 ※5	愛知県名古屋市千種区	500 (500)	0.02 (0.02)
南 智行 ※5	埼玉県さいたま市桜区	500 (500)	0.02 (0.02)
小谷 明史 ※5	東京都町田市	500 (500)	0.02 (0.02)
植里 公博 ※5	愛知県名古屋市中川区	500 (500)	0.02 (0.02)
北井 茂行 ※5	愛知県名古屋市緑区	500 (500)	0.02 (0.02)
所有株式数300株の株主 4名 ※5		1,200 (1,200)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
所有株式数200株の株主 4名 ※5		800 (800)	0.03 (0.03)
所有株式数100株の株主 10名 ※5		1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
計	—	2,712,500 (208,500)	100.00 (7.69)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 特別利害関係者等（当社監査役） 5 当社従業員 6 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

株式会社ネクステージ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 浜 明 光 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 浩 文 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクステージの平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクステージ及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年6月13日

株式会社ネクステージ
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 浜 明 光 ㊞
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋谷 英 司 ㊞
--------------------	----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 原 浩 文 ㊞
--------------------	-----------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクステージの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクステージ及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

株式会社ネクステージ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 浜 明 光 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 浩 文 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクステージの平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクステージの平成23年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

株式会社ネクステージ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 浜 明 光 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 浩 文 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクステージの平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクステージの平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

